

第Ⅱ章 業務概況（実績）

（総 務 課）

1. 情報公開・個人情報開示の推進について

（1）情報公開について

① 制度の概要

政府の諸活動に係る説明責任が全うされるようにするとの考え方を基本に、何人も国の行政機関の保有する行政文書の開示を求めることができる権利を定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（行政機関情報公開法）」に基づき、行政文書を開示するものです。

② 業務内容

関東信越厚生局においては、保有する行政文書について開示請求があった場合、不開示情報として規定された6つの類型^(※)に該当するもの以外の情報を開示しています。

※ 不開示情報として規定された6つの類型

- ① 特定の個人を識別できる情報
- ② 法人の正当な利益を害する情報
- ③ 国の安全、諸外国との信頼関係等を害する情報
- ④ 公共の安全、秩序維持に支障を及ぼす情報
- ⑤ 審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性等を不当に害する、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ⑥ 行政機関又は独立行政法人等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報

③ 実 績

（単位：件）

| | 前年度からの繰越件数 | 令和2年度 開示請求件数 | 開 示 結 果 | | | 翌年度への 繰越件数 |
|-------|------------|-----------------|---------------|-----|------|---------------|
| | | | 開示（部分 開示含） | 不開示 | 取り下げ | |
| 令和2年度 | 4 | 362 | 330 | 2 | 24 | 10 |

（2）個人情報開示について

① 制度の概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、個人から自己の個人情報について、行政機関に対し開示請求があった場合に開示します。

② 業務内容

関東信越厚生局においては、保有する個人情報について開示請求があった場合、不開示情報として規定された7つの類型^(※)に該当するもの以外の情報を開示しています。

※ 不開示情報として規定された7つの類型

- ① 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報
- ③ 法人の正当な利益を害する情報
- ④ 国の安全、諸外国との信頼関係等を害する情報
- ⑤ 公共の安全、秩序維持に支障を及ぼす情報
- ⑥ 審議・検討等に関する情報で、意思決定の中立性等を不当に害する、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報
- ⑦ 行政機関又は独立行政法人等の事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼす情報

③ 実績

(単位：件)

| | 前年度からの繰越件数 | 令和2年度 開示請求件数 | 開 示 結 果 | | | 翌年度への 繰越件数 |
|-------|------------|-----------------|---------------|-----|------|---------------|
| | | | 開示（部分 開示含） | 不開示 | 取り下げ | |
| 令和2年度 | 0 | 21 | 17 | 0 | 0 | 4 |

2. 年金特別会計にかかる国有財産の管理及び処分について

(1) 制度の概要

平成22年1月1日の社会保険庁廃止に伴い、これまで旧社会保険庁が所管していた年金特別会計所属の国有財産のうち、日本年金機構へ出資しなかった国有財産については、同日付をもって、当該財産の所在地を管轄する地方厚生局に所属替えされました。

また、日本年金機構へ出資したのち不要となった財産については、国庫納付され、土地や建物の国有財産については、当該国有財産の所在地を管轄する地方厚生局に所属替えされることとなっております。

関東信越厚生局においては、これらの国有財産については、年金財政に資するため売却手続きを進めることとしており、早期売却に向けて適切な管理を実施しているところです。

(2) 業務内容

① 国有財産の管理

(ア) 国有財産総合情報管理システムの運用

- ・ 価格改定作業
- ・ 毎会計年度間における国有財産増減、毎会計年度現在における現在額報告書の作成等
- ・ 国有財産の情報公開(一件別情報)

- (イ) 財産の維持管理
 - ・防犯、警備会社への委託、看板（立入禁止）の設置
 - ・環境衛生、雑草駆除
 - ・土壌汚染調査、ポリ塩化ビフェニル（PCB）調査
 - ・境界確定及び測量
- (ウ) 国有財産の貸付
 - ・有償貸付、無償貸付

② 国有財産の処分

- (ア) 売払い
 - ・行政財産の用途廃止手続き
 - ・不動産鑑定評価
 - ・公用・公共用取得要望の有無の確認
 - ・売払いに係る厚生労働大臣承認申請手続き
 - ・売払いに係る財務大臣承認申請手続き
 - ・一般競争入札
- (イ) 譲与
- (ウ) 建物の取壊し

(3) 実績

令和2年度 売却処分なし

（企画調整課）

1. 関東信越地方社会保険医療協議会の運営について

（1）制度の概要

「社会保険医療協議会法（昭和25年法律47号）」（以下この項目において「法」という。）に基づき、中央には「中央社会保険医療協議会」が設置され、地方には「地方社会保険医療協議会」が全国8地方厚生（支）局ごとに設置されています。

① 地方社会保険医療協議会の所掌事務

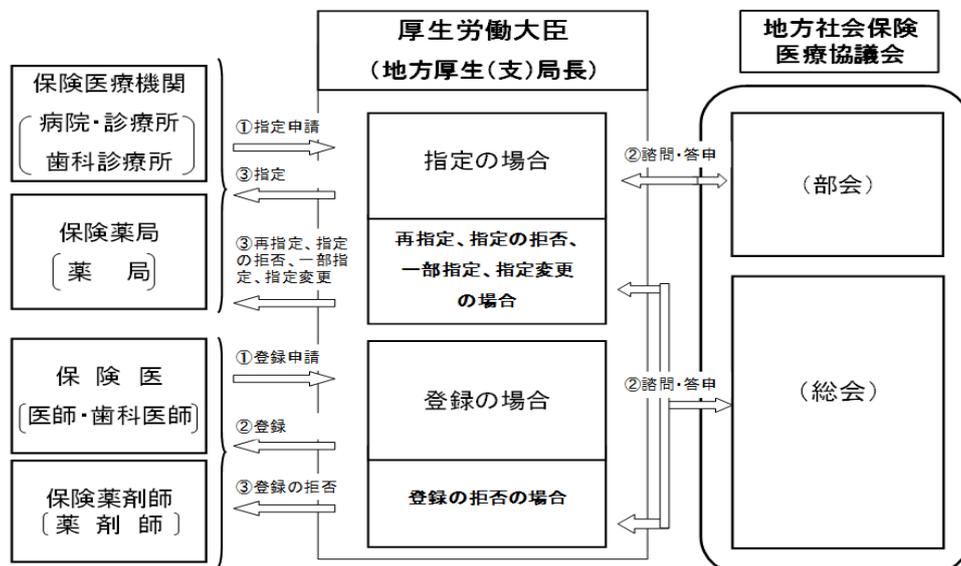
法第2条第2項の規定により「保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもって答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもって建議することができる。」と規定されています。

② 地方社会保険医療協議会の組織

審議内容により「保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し」などを審議する「総会」と、法施行令とこれに基づき関東信越地方社会保険医療協議会が定めた「関東信越地方社会保険医療協議会議事規則」（以下この項目において「議事規則」という。）による、「保険医療機関及び保険薬局の指定（総会の審議事項を除く）」を審議する「部会」で構成され、定数は法によって、それぞれ20名と8名と規定されています。

なお、部会については議事規則第7条1項の規定により、都道府県ごとに部会を置くことができ、管内1都9県に設置されています。

【保険医療機関の指定等の流れ】



③ 地方社会保険医療協議会の構成員

令和3年3月末現在では総会審議のみに参画する委員6名、総会及び部会の審議に参画する委員14名と、原則として部会審議にのみ参画し事案により総会審議に参画する臨時委員66名の計86名です。

(2) 業務内容

企画調整課及び関東信越厚生局管内の各都県の事務所（埼玉県については指導監査課。以下同じ。）が、それぞれ総会と部会の庶務を担当しています。

具体的には、関東信越地方社会保険医療協議会会長又は部会長と調整を行ない、総会と部会の運営を行っています。

また、委員の改選は、法第4条第1項により任期は2年とされ、1年ごとにその半数を任命することとなっており、これに係る事務も行っていきます。

（改選以外に委員又は臨時委員が辞任した場合は、後任の委員又は臨時委員を委嘱します。）

(3) 実績

① 総会

総会は、法第6条において、正当な理由がある場合を除いては、6か月に1回以上開かなければならないと規定されています。

総会においては、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し等を審議するほか、会長及び会長代行の選出、部会に属すべき臨時委員の指名を行っています。

【開催状況】

令和2年度は、総会を6回開催し、その概要は以下のとおりです。

| | 審議を行った事項等 |
|--------------------------|---|
| 第58回総会 (令和2年7月29日開催) | <ul style="list-style-type: none"> 元保険医療機関への対応（東京） 保険医の登録の取消（神奈川） 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消（神奈川） 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消（神奈川） |
| 第59回総会 (令和2年8月26日開催) | <ul style="list-style-type: none"> 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消（千葉） |
| 第60回総会 (令和2年10月7日開催) | <ul style="list-style-type: none"> 部会に属すべき委員及び臨時委員の承認 |
| 第61回総会 (令和2年12月21日開催) | <ul style="list-style-type: none"> 改選に伴う会長代行の選出 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消（東京） |
| 第62回総会 (令和3年2月15日開催) | <ul style="list-style-type: none"> 保険医療機関の指定の取消（長野） 元保険医療機関への対応及び保険医の登録の取消（東京） |
| 第63回総会 (令和3年3月24日開催) | <ul style="list-style-type: none"> 元保険医療機関への対応及び保険医の登録の取消（神奈川） 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消（埼玉） |

（注）これまでに開催された「関東信越地方社会保険医療協議会（総会）」の議事要旨等は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[関東信越地方社会保険医療協議会（総会）
\(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/shakaihoken_kyogi/sokai/index.html\)](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/gyomu/shakaihoken_kyogi/sokai/index.html)

② 部 会

関東信越厚生局管内の各都県の事務所では、保険医療機関・保険薬局指定申請を随時に受理しているため、毎月開催することとなっています。

【開催状況】

管内10部会とも、令和2年4月から令和3年3月まで（主に令和2年5月から令和3年4月指定分を審議）の各月において開催し、保険医療機関等の指定を審議しました。令和2年度に関東信越地方社会保険医療協議会（管内10部会）で審議された保険医療機関等の総計は以下のとおりです。

（単位：件）

| | 医科 | | 歯科 | | 薬局 | |
|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| | 新規指定 | 指定更新 | 新規指定 | 指定更新 | 新規指定 | 指定更新 |
| 審議件数 | 1,766 | 3,051 | 953 | 2,234 | 1,436 | 2,054 |

※ 詳細は第Ⅴ章 資料・データ集の企画調整課関係に掲載をしています。

③ 改選について

令和2年10月の半数改選の際には、関係の団体へ委員・臨時委員の推薦依頼を行い、厚生労働本省へ内申の手続きを行うとともに、令和2年10月1日付で40名（委員10名、臨時委員30名）に対し厚生労働大臣からの委嘱状を交付しました。

また、令和2年度では5名の臨時委員が任期途中で交代したため、前任者の残期間を任期として委嘱状を交付しました。

2. 国民の皆様からの「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」について

（1）概要

厚生労働行政に関して、関東信越厚生局のホームページを活用し、国民の皆様から「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」を募集しています。

（2）業務内容

企画調整課においては、国民の皆様からホームページに寄せられた「ご意見・ご要望」及び「お問い合わせ（ご質問）」の受付をし、担当部署へ回送をしています。また、「お問い合わせ（ご質問）」は、ご質問をいただいた方に対して速やかに回答するとともに、「ご意見・ご要望」については、今後の業務改善等の参考とさせていただきます。

なお、令和2年度中にホームページに寄せられた件数は、「ご意見・ご要望」が286件、「お問い合わせ（ご質問）」は1,285件ありました。

3. 「国民の皆様の声」について

（1）概要

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、厚生労働本省の部局へ報告し、業務改善に役立っています。なお、寄せられた「国民の皆様の声」の主なものについては、厚生労働省ホームページにおいて公表しています。

（2）業務内容

企画調整課においては、関東信越厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」の内容を取りまとめ、「国民の皆様の声」の内容を所管する厚生労働本省の部局へ報告しています。また、厚生労働本省への報告状況を関東信越厚生局内に周知しています。

なお、令和元年度中に関東信越厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」について、厚生労働本省の部局へ報告した件数は25件です。

4. 公益通報について

（1）概要

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産、その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とした「公益通報者保護法」により、公益のために事業者の法令違反行為を通報した事業者内部の労働者に対する解雇等の不利益な取扱いを禁止するものです。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、公益通報窓口を設置し、内部職員及び外部の労働者からの公益通報の受付を行っています。

また、受理した公益通報については、通報に関する秘密を保持し、通報対象事実があると認められる場合には、法令に基づく処分又は勧告等の措置を講じることとしています。

（年金指導課）

1. 日本年金機構の業務に係る認可について

（1）制度の概要

公的年金制度は、加齢による稼得能力の減退等に対する所得保障のほか、被保険者が傷病等によって障害の状態が残った場合や死亡した場合における社会保険機能の役目も担っています。

現在、公的年金制度である政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「政府管掌年金事業」という。）は、厚生労働大臣から政府管掌年金事業に係る権限の委任及び事務が委託された日本年金機構（以下「機構」という。）によって、国の適正な管理・監督の下、各法令の規定等に基づき、業務が行われています。

機構が行う業務のうち、滞納処分や適用事業所への立入検査等といった公権力の行使を有する業務については、公正性や客観性が十分に担保された上で実施されなくてはなりません。

このため、機構が滞納処分等を実施しようとする場合には、あらかじめ地方厚生局長の認可（厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任）が必要になります。

（2）業務内容

関東信越厚生局では、平成28年3月24日付年金管理審議官通知「日本年金機構組織規程の一部改正に伴う厚生年金保険等の適用・徴収関係通知の改正について」により改正された「日本年金機構が行う滞納処分等の認可処理要領」等に基づき、機構が実施する滞納処分等の認可の申請等を審査し、認可しています。

また、機構が実施した滞納処分等の結果報告等により、機構が適正に滞納処分等を実施しているか等の事後確認も行っています。

（3）認可等の種類

① 認可業務

- (ア) 機構の徴収職員・収納職員の任命に係る認可
- (イ) 機構が行う滞納処分等に係る権限の認可
- (ウ) 機構が行う立入検査等に係る権限の認可

② 結果報告等の確認業務

- (ア) 徴収職員・収納職員の異動報告
- (イ) 滞納処分等の結果報告
- (ウ) 立入検査等の結果報告

（4）実 績

| | 令和2年度 |
|--------------|-------|
| 徴収職員・収納職員の認可 | |
| ① 徴収職員 | 325 人 |
| ② 収納職員 | 270 人 |

| | |
|---------------|-----------|
| 滞納処分等の認可 | |
| ① 厚生年金保険関係 | 534,500 件 |
| ② 国民年金関係 | 53 件 |
| 立入検査等の認可 | |
| ① 事業所関係 | 286,783 件 |
| ② 受給権者・被保険者関係 | 1 件 |
| 滞納処分等の結果報告の確認 | |
| ① 厚生年金保険関係 | 19,811 件 |
| ② 国民年金関係 | 6,341 件 |
| 立入検査等の結果報告の確認 | |
| ① 実施 | 126,817 件 |
| ② 実施不能 | 1,661 件 |
| ③ 未実施 | 178,182 件 |

2. 厚生年金保険料等の納付の猶予について

（1）制度の概要

納付義務者が災害等により、その財産につき相当な損失を受けた場合において、納付すべき厚生年金保険料等を一時に納付することができないと認められる場合は、厚生年金保険法第89条等の規定により準用する国税通則法第46条に基づき、その納付を猶予することができるものと規定されています。

（2）業務内容

関東信越厚生局では、納付義務者から申請された厚生年金保険料等の納付の猶予に係る申請について、平成28年3月24日付年金管理審議官通知「日本年金機構組織規程の一部改正に伴う厚生年金保険等の適用・徴収関係通知の改正について」により改正された「厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領」等に基づき、適正に審査等を行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための厚生年金保険法施行規則等の臨時特例に関する省令（以下「特例猶予」という。）が令和2年4月30日付けで公布・施行され、地方厚生局において実施している納付の猶予に係る許可又は不許可の決定の事務については、特例猶予に限り日本年金機構において実施することとなりました。

（3）実績

| | 令和2年度 |
|-------------------|-------|
| 厚生年金保険料等の納付猶予の許可等 | |
| ① 許可 | 8 件 |
| ② 不許可 | 0 件 |

（年金調整課）

1. 社会保険労務士に関する業務について

（1）制度の概要

社会保険労務士は、労働・社会保険の専門家として、労働保険・社会保険諸法令に基づいて、行政機関に提出する書類や申請書等を依頼者に代わって作成することや企業の労務管理やコンサルティング等を行っています。

社会保険諸法令に基づく、こうした業務が適正に実施されるよう社会保険労務士に関する業務を行っています（※労働諸法令に関する業務は、都道府県労働局となっています）。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは厚生労働大臣から地方厚生（支）局長に委任されており、主に次の業務を行っています。

- ① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する報告及び検査
- ② 社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の社会保険労務士会等からの通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する報告徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会からの社会保険労務士等に対して注意勧告を行った場合の報告
- ⑥ 社会保険労務士に不正があった場合の懲戒処分に係る聴聞
- ⑦ 全国社会保険労務士会連合会が実施している社会保険労務士試験への協力等

（3）実績

令和2年度における社会保険労務士の不正事案に係る情報提供数等は次のとおりです。

| 情報提供 | 社会保険諸法令に関するもの | 労働諸法令に関するもの | 社会保険諸法令に関する懲戒処分 |
|------|---------------|-------------|-----------------|
| 17 | 7 | 13 | 0 |

（注1）労働諸法令に関するものについては、都道府県労働局に転送しています。

（注2）社会保険関係及び労働関係の両方に関するものが3件あり合計と一致しない。

（参考）都県別の社会保険労務士の会員数

（令和3年3月31日現在）

| 都 県 名 | 会 員 数（人） | | | | | 社 労 士 法 人 会 員 数 |
|---------|----------|-------|-------|-------|--------|--------------------|
| | 開業 | 法人の社員 | 勤務 | その他 | 合計 | |
| 茨 城 県 | 353 | 39 | 81 | 36 | 509 | 21 |
| 栃 木 県 | 264 | 33 | 42 | 17 | 356 | 22 |
| 群 馬 県 | 359 | 29 | 0 | 194 | 582 | 16 |
| 埼 玉 県 | 1,293 | 93 | 449 | 133 | 1,968 | 54 |
| 千 葉 県 | 1,083 | 59 | 254 | 215 | 1,611 | 41 |
| 東 京 都 | 4,238 | 951 | 4,637 | 1,198 | 11,024 | 590 |
| 神 奈 川 県 | 1,636 | 128 | 434 | 527 | 2,725 | 68 |
| 新 潟 県 | 337 | 50 | 100 | 55 | 542 | 26 |
| 山 梨 県 | 140 | 13 | 23 | 11 | 187 | 10 |
| 長 野 県 | 384 | 42 | 154 | 53 | 633 | 22 |
| 合 計 | 10,087 | 1,437 | 6,174 | 2,439 | 20,137 | 870 |

2. 年金委員に関する業務について

（1）制度の概要

日本年金機構法に規定する年金委員は、適用事業所の事業主や市区町村等の推薦により厚生労働大臣からの委嘱を受けて、年金制度への理解と信頼を深めていただくため、適用事業所や地域での普及・啓発活動を行う無報酬の民間協力員です。

年金委員は、適用事業所の事業主が推薦し、厚生労働大臣から委嘱される「職域型の年金委員」と、市区町村等が推薦し、厚生労働大臣から委嘱される「地域型の年金委員」の二種類に区分されています。

また、多年にわたり政府管掌年金事業の推進・発展に貢献した年金委員に対して、その功績を称え労苦に報いるとともに、政府管掌年金事業の一層の推進に寄与することを趣旨として、年金委員功労者厚生労働大臣表彰を実施しています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、年金委員の委嘱等に関するものは厚生労働大臣から地方厚生（支）局長に権限を委任されており、主に次の業務を行っています。

- ① 委嘱・解嘱に係る審査、決定及び委嘱・解嘱状、年金委員証明書の交付
- ② 年金委員名簿の管理
- ③ 年金委員功労者厚生労働大臣表彰候補者の確認・審査等
- ④ 諸変更手続

(3) 実績

令和2年度における年金委員委嘱処理件数等は次のとおりです。

| 区 分 | 委嘱件数 | 解嘱件数 |
|-------|-------|-------|
| 職 域 型 | 2,436 | 2,320 |
| 地 域 型 | 339 | 193 |
| 合 計 | 2,775 | 2,513 |

(参考①) 都県別の年金委員数の状況は次のとおりです。

(令和3年3月31日現在)

| 都 県 名 | 職域型 (人) | 地域型 (人) | 合 計 (人) |
|---------|---------|---------|---------|
| 茨 城 県 | 2,302 | 79 | 2,381 |
| 栃 木 県 | 1,975 | 96 | 2,071 |
| 群 馬 県 | 1,938 | 150 | 2,088 |
| 埼 玉 県 | 2,920 | 138 | 3,058 |
| 千 葉 県 | 2,747 | 112 | 2,859 |
| 東 京 都 | 5,970 | 213 | 6,183 |
| 神 奈 川 県 | 3,295 | 183 | 3,478 |
| 新 潟 県 | 3,851 | 103 | 3,954 |
| 山 梨 県 | 1,207 | 43 | 1,250 |
| 長 野 県 | 4,074 | 99 | 4,173 |
| 合 計 | 30,279 | 1,216 | 31,495 |

(参考②) 令和2年度における都県別の年金委員功労者厚生労働大臣表彰受賞者数

| 都 県 名 | 受賞者数 (人) |
|---------|----------|
| 茨 城 県 | 0 |
| 栃 木 県 | 1 |
| 群 馬 県 | 1 |
| 埼 玉 県 | 2 |
| 千 葉 県 | 2 |
| 東 京 都 | 4 |
| 神 奈 川 県 | 2 |
| 新 潟 県 | 3 |
| 山 梨 県 | 1 |
| 長 野 県 | 3 |
| 合 計 | 19 |

3. 学生納付特例事務法人に関する業務について

（1）制度の概要

学生納付特例制度（就学中で所得が少ない20歳以上の学生は、本人の申請により国民年金保険料の納付を猶予（10年間）し、卒業後に追納できる仕組み）については、学生の住民票のある市区町村窓口に申請を行う必要があります。

このため、学生がより申請をしやすくするため、学生納付特例事務法人として指定を受けた大学等で申請を代行することができます。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、日本年金機構地域部と連携し、主に次の業務を行っています。

- ① 制度周知及び代行事務の協力要請
- ② 学生納付特例事務法人の指定等に係る審査及び決定
- ③ 学生納付特例事務法人の指定取消等
- ④ 学生納付特例事務法人の諸変更手続

（3）実績

令和2年度における学生納付特例事務法人の指定及び取消処理件数は次のとおりです。

| 新規指定法人等数 | 法人等指定取消数 | 年度末の指定法人等数 |
|----------|----------|------------|
| 11 法人 | 1 法人 | 123 法人 |

（参考）新規の11法人は次のとおりです。

| 県名 | 学生納付特例事務法人 | 指定年月日 |
|-----|--------------------|------------|
| 茨城県 | 公益財団法人 日立メディカルセンター | 令和2年10月7日 |
| 栃木県 | 学校法人 中央学園 | 令和2年12月10日 |
| 群馬県 | 公益社団法人 前橋積善会 | 令和2年10月8日 |
| 埼玉県 | 学校法人 ものつくり大学 | 令和2年10月30日 |
| 東京都 | 医療法人社団 大和会 | 令和2年9月10日 |
| 新潟県 | 学校法人 新潟福祉医療学園 | 令和2年6月15日 |
| | 学校法人 エイシンカレッジ | 令和2年6月24日 |
| | 学校法人 北陸学園 | 令和2年10月7日 |
| 山梨県 | 富士吉田市立看護専門学校 | 令和2年10月7日 |
| 長野県 | 公益財団法人 青葉 | 令和2年9月10日 |
| | 長野県工科短期大学校 | 令和2年10月7日 |

（注）学生納付特例事務法人一覧については、第VI章 資料・データ集 年金調整課関係をご覧ください。

4. 保険料納付確認団体に関する業務について

（1）制度の概要

保険料納付確認団体は、同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体等が、厚生労働大臣より権限を委任された地方厚生（支）局長の指定を受け、その団体の構成員である国民年金被保険者の委託を受けて、当該被保険者の国民年金保険料の納付状況を確認できる仕組みです。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管轄する日本年金機構地域部と連携し、主に次の業務を行っています。

- ① 保険料納付確認団体の指定等に係る確認及び決定
- ② 保険料納付確認団体への改善命令等
- ③ 保険料納付状況の情報提供

（3）実績

令和2年度に新たに指定を行った団体はありません。

（参考）保険料納付確認団体

| 県名 | 団体名 |
|-----|---------------|
| 千葉県 | 公益社団法人千葉県医師会 |
| 山梨県 | 一般社団法人山梨県薬剤師会 |

5. 国民年金等事務取扱交付金に関する業務について

（1）制度の概要

住民の一番身近な行政窓口である市区町村に国民年金事務の一部を委託しており、市区町村が行う国民年金事務に必要な費用を国民年金事務費交付金として支払いを行っています。

この交付金には、法律により市区町村が受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「法定受託事務」と、法律に定めはないが厚生労働省、日本年金機構、市区町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「協力・連携事務」に区分されています。

① 法定受託事務の主な業務

被保険者の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告する事務など

② 協力・連携事務の主な業務

市区町村において行われる業務や年金制度の周知に関する来訪・電話・文書による相談など

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内市区町村（1都9県450市区町村）に対して事務取扱交付金を交付するため、市区町村から提出される「法定受託事務」、「協力・連携事務」に対する各種報告書の内容審査や、日本年金機構、市区町村との連絡調整及び厚生労働省（年金局）への報告等の業務を行っています。

また、市区町村職員との連携強化を図るため「国民年金関係業務等説明会」の開催や市区町村から提出のあった決算報告書と市区町村にある関係帳簿との報告内容に相違がないかの審査を行うため、市区町村に出向いての現地審査を行っています。

（3）実績

令和2年度における国民年金等事務取扱交付金の交付額

① 法定受託事務に対する交付

| 市区町村数 | 交付決定額（千円） | 内 訳 | |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 概算交付額（千円） | 精算交付額（千円） |
| 450 | 9,243,093 | 4,616,347 | 4,626,745 |

② 協力・連携事務に対する交付

| 市区町村数 | 交付決定額（千円） | 内 訳 | |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | 概算交付額（千円） | 精算交付額（千円） |
| 450 | 2,360,160 | 1,042,829 | 1,317,330 |

（注）上記の表①、②の金額については千円未満を切り捨てていることから計が不一致の場合があります。

6. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について

（1）制度の概要

健康保険事務指定市町村は、厚生労働大臣（平成22年1月以前は当時の社会保険庁長官）が指定した市区町村（以下、指定市町村といいます。）が行う健康保険の事務（日雇特例被保険者手帳交付等）の執行に必要な費用を交付金として交付しています。

（※日雇特例被保険者とは、健康保険法第3条第2項に規定のある、適用事業所に使用される日雇労働者のことです。日雇特例被保険者の保険者は全国健康保険協会ですが、指定市町村に居住している日雇特例被保険者は、居住地の役所（役場）にて日雇特例被保険者手帳の交付など一部の手続きができます。）

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、指定市町村に対して指定市町村交付金を交付するため、指定市町村から提出される各種書類の内容審査のほか、毎月、指定市町村からの事業状況報告の取りまとめ、厚生労働省（年金局）への報告等の業務を行っています。

（３）実 績

令和２年度における健康保険事務指定市町村交付金の交付額

| 指定市町村数 | 申請市町村数 | 交 付 額 | |
|--------|--------|-------|--------|
| | | 件 数 | 金 額（円） |
| 29 | 22 | 179 | 15,536 |

7. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について**（１）制度の概要**

年金生活者支援給付金は、年金を含めて所得の低い方の生活を支援するため、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者の方に年金に上乗せして支給を行います（令和元年10月1日施行）。

この年金生活者支援給付金の支給に係る事務の一部は、住民の一番身近な行政窓口である市区町村に委託しており、市区町村が行う支給事務に対して必要な費用を年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金として支払いを行います。

この交付金には、法律により市区町村が受託事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「法定受託事務」と、法律に定めはないが、厚生労働省、日本年金機構、市区町村との協力連携のもと事務を遂行するに当たって必要な経費に対して交付する「協力・連携事務」に区分されています。

① 法定受託事務の主な業務

第1号被保険者期間のみを有する者の老齢給付金の請求等の受理及びその請求等に係る事実を審査するとともに日本年金機構に送付する事務など

② 協力・連携事務の主な業務

市区町村において行われる業務や給付金制度の周知に関する来訪・電話・文書による相談など

（２）業務内容

関東信越厚生局においては、管内市区町村（1都9県450市区町村）に対して支給業務市町村事務取扱交付金を交付するため、市区町村から提出される「法定受託事務」、「協力・連携事務」に対する各種報告書の内容審査や、日本年金機構、市区町村との連絡調整及び厚生労働省（年金局）への報告等の業務を行っています。

また、市区町村職員との連携強化を図るため「国民年金関係業務等説明会」の開催や市区町村から提出のあった決算報告書と市区町村にある関係帳簿との報告内容に相違がないかの審査を行うため、市区町村に出向いての現地審査を行います。

（3）実 績

令和2年度年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金の交付額

① 法定受託事務に対する交付

| 市区町村数 | 申請市区町村数※ | 交付決定額（千円） |
|-------|----------|-----------|
| 450 | 447 | 166,379 |

② 協力・連携事務に対する交付

| 市区町村数 | 申請市区町村数※ | 交付決定額（千円） |
|-------|----------|-----------|
| 450 | 409 | 72,009 |

※ 一部の市区町村において交付申請が0円のところがあったため、市区町村数と相違しています。

（注）上記の表①、②の金額については千円未満を切り捨てていることから計が不一致の場合があります。

（年金審査課・各年金審査分室）

関東信越厚生局には、年金訂正請求に関する調査事務などを行うための事務組織として、年金審査課（さいたま市）のほか、千葉年金審査分室（千葉市）、東京年金審査分室（新宿区）、及び神奈川年金審査分室（横浜市）を設置しています。以下、年金審査課及び各年金審査分室に共通する業務について説明します。

1. 年金記録の訂正手続きについて

（1）制度の概要

年金に加入していた期間や保険料の納付状況など厚生労働大臣が管理している年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

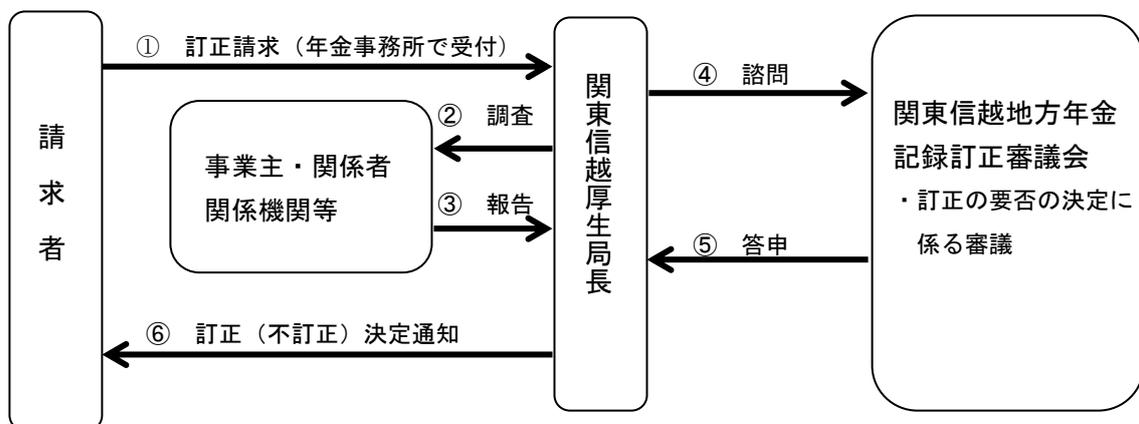
ご自身の年金記録が事実と異なると思われる方は、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対して年金記録の訂正請求をすることができます。

なお、訂正請求の窓口は、お近くの年金事務所になります。

（2）業務内容

厚生労働省（地方厚生（支）局）は、請求内容について、事業主・関係者・関係機関等に対する調査や情報収集を行い、民間の専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議（関東信越地方年金記録訂正審議会）に諮問し、審議・答申を経て、年金記録の訂正又は不訂正の決定をします。

【年金記録の訂正手続きの流れ】



2. 関東信越地方年金記録訂正審議会について

（1）関東信越地方年金記録訂正審議会について

① 関東信越地方年金記録訂正審議会の所掌事務

厚生年金保険法第28条の4第3項及び国民年金法第14条の4第3項の規定により諮問された訂正請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議のうえ議決することができるかとされています。

② 関東信越地方年金記録訂正審議会の組織及び構成員

関東信越地方年金記録訂正審議会（以下「審議会」という。）とは、年金記録の訂正請求事案のうち、年金事務所で直ちに訂正できなかった請求事案について、中立的な立場で審議し、公平・公正な判断を行うために、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家で構成される会議です。

この審議会における会議は、審議会の運営等に関する重要事項を審議する「総会」と一つ一つの請求事案について、年金記録を訂正すべきかどうかを審議する「部会」で構成されています。

なお、部会は、年金審査課（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、山梨県、長野県を管轄）に6部会、千葉年金審査分室（千葉県を管轄）に2部会、東京年金審査分室（東京都を管轄）に6部会、神奈川年金審査分室（神奈川県を管轄）に3部会、併せて17部会が設置されています。

委員等は、令和3年3月末現在で、委員17名、臨時委員52名の計69名です。

（2）業務内容

年金審査課及び各年金審査分室は、地方年金記録訂正審議会規則に基づき、関東信越地方年金記録訂正審議会の庶務を行っています。

なお、委員等の任期は、地方年金記録訂正審議会規則第4条第1項により2年とされており、委員等の任命等に係る事務もを行っています。

（3）実績

① 総会

【開催状況】（令和2年度）

| | 審議を行った事項 |
|-------------------------------|------------------------------|
| 第7回総会 （令和2年7月3日 ～15日）※ | ・ 関東信越地方年金記録訂正審議会会長の選出について |
| 第6回総会 （令和2年5月15日 ～25日）※ | ・ 関東信越地方年金記録訂正審議会運営規則の改定について |

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、書面開催としたため、議決を行うのに期間を要しました。

② 部会

年金審査課及び各年金審査分室において、それぞれの部会を原則月1回ないし2回のペースで開催され、審議を行っています。

【開催状況】

| | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 |
|-------|-------|-------|--------|
| 部会開催数 | 248回 | 268回 | 322回 |
| 諮問件数 | 501件 | 436件 | 505件 |

(注) これまでに開催された「関東信越地方年金記録訂正審議会」の総会の概要及び部会の審議結果は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[関東信越地方年金記録訂正審議会](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/nenkin_shinsa/shingikai.html)
(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/nenkin_shinsa/shingikai.html)

（健康福祉課）

1. 生活保護法に基づく指定医療機関等の指定等について

（1）制度の概要

生活保護法に基づく医療扶助又は介護扶助として、困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者のための医療又は介護を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事等が指定するものです。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県に所在する医療機関等（国が開設したものに限る。）に対して指定、指定の取消、指定の更新（平成26年度施行の改正法により6年ごとの更新制が導入）、変更に関する業務等を行っています。

令和2年3月31日現在の生活保護指定医療機関は74機関です。

指定、指定取消、名称等の変更、廃止等を行った場合は、官報告示により公表することとなっています。

（3）実績

（単位：件）

| 区 分 | 令和2年度 |
|------------------|-------|
| 指定（※） | 0 |
| 指定の取消、指定辞退の申出の受理 | 0 |
| 変更届等の受理（※） | 21 |
| 指定更新 | 0 |

※ 指定医療機関の移転に伴う廃止届の受理及び指定を含みます。

（注）指定医療機関等の指定一覧は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[管轄法人等一覧（健康福祉課）](#)

・生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関一覧

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shokan/index.html>

2. 三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに三種病原体等及び四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督について

（1）制度の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」においては、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等の管理の強化のため、生物テロに使用される恐れのある病原体及び毒素（以下「病原体等」という。）について、病原体管理の必要性、バイオテロに用いられる危険度等、感染時の重篤性等に応じて、一種、二種、三種、四種に分類しており、その区分に応じて所持・輸入等の禁止、許可、届出、施設並びに使用、保管、滅菌及び運搬等に係る基準が設けられています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県の三種病原体等の所持者からの所持等の届出の受付業務、並びに三種病原体等所持施設への立入検査により基準の遵守等の確認を行っています。（一種、二種は厚生労働省本省が所管）

（3）実績

（単位：件）

| 区 分 | 令和2年度 |
|------------------------|-------|
| 三種病原体等所持者からの届出・変更届出の受理 | 13 |
| 三種病原体等所持施設への立入検査 | 8 |

3. 温室効果ガス排出量の算定・エネルギーの使用量に関する目標・報告・公表制度に係る業務について

（1）制度の概要

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）に基づき、社会経済活動等による温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもので、その措置の一つとして、温室効果ガスを一定量排出する者に温室効果ガスの排出量を算定させ、国に報告することを義務付けています。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（省エネ法）は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずること等により、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもので、その措置の一つとして、一定規模以上の事業者にはエネルギーの使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には、指導・助言等を行うこととしています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、経済産業省が所管する上記（1）の2法を踏まえ、管内1都9県に所在する厚生労働分野の事業者について、排出量報告書、中長期計画書及び定期報告書の受理業務及び指導・助言等を行っています。

（3）実績

（単位：件）

| 区 分 | 令和2年度 |
|------------------------------|-------|
| 排出量報告書の受理（温対法） | 29 |
| 特定事業者の中長期計画書及び定期報告書の受理（省エネ法） | 553 |
| 特定荷主の中長期計画書及び定期報告書の受理（省エネ法） | 10 |

4. 民生委員・児童委員の委嘱、解嘱及び表彰並びに主任児童委員の指名について

（1）制度の概要

民生委員は、民生委員法の規定により、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）の推薦によって厚生労働大臣が委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力や民間の篤志奉仕者として自主的な民間福祉活動に従事しています。

また、民生委員は、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、児童委員のうち主任児童委員は、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が指名し、児童の福祉に関する児童相談所等関係行政機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動に対する援助を行っています。

民生委員・児童委員の任期は、民生委員法第10条の規定により3年とされており、3年ごとに一斉改選が行われています。

なお、次回の一斉改選は、令和4年12月1日の予定です。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県の民生委員や児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名や厚生労働大臣感謝状授与などの業務を行っています。

（参考）民生委員数（令和3年3月31日現在）

◇66,798人　うち主任児童委員　5,677人

（3）実 績

（単位：件）

| 区 分 | 令和2年度処理件数 |
|--------------|-----------|
| | 随時分 |
| 民生委員・児童委員の委嘱 | 1,317 |
| 民生委員・児童委員の解嘱 | 958 |
| 主任児童委員の指名 | 107 |
| 厚生労働大臣表彰状の授与 | 124 |
| 厚生労働大臣感謝状の授与 | 342 |
| 計 | 2,848 |

（注）民生委員・児童委員の委嘱並びに主任児童委員の指名については、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：

[申請等手続き（民生委員・児童委員の委嘱並びに主任児童委員の指名）](#)

(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/kenko_fukushi/minsei_inn.html)

5. 施設整備に係る補助金等について

（1）制度の概要

各補助金等の概要は次表のとおりです。

（2）業務内容

施設整備に係る補助金等の交付については、平成16年度からその業務を行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び精算確定等を行っています。

（3）実績

令和2年度における施設整備に係る補助金等の交付に関する業務の実績は、次表のとおりです。

| 補助金等名 | 交付目的及び主な対象施設等 | 交付件数及び交付額 |
|----------------------|--|--|
| 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 | 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第7条及び第19条の10、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第62条の規定により、都道府県等の医療機関等の施設及び設備に要する経費を補助し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 | (施設整備) 1. 交付件数 33件 2. 交付額 320,548千円 |
| | | (設備整備) 1. 交付件数 154件 2. 交付額 423,908千円 |
| 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金 | 都道府県が設置する保健所、市町村保健センター、精神科病院等の保健衛生施設等が暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた災害復旧事業に要する費用の一部を負担（補助）することにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 | 1. 交付件数 10件 2. 交付額 105,675千円 |
| 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 | 市町村が作成した先進的事業整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付することにより、地域における高齢者の生きがい活動や地域貢献等を支援する施設及び設備等の整備事業の推進の実施により介護離職の防止に資することを目的とする。 (対象事業) 既存の小規模高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等整備事業、認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全確保の観点から行う防災改修事業、既存高齢者施設等の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業 | 1. 交付件数 380計画 2. 交付額 2,754,953千円 |

| | | |
|--------------------------|---|---|
| <p>次世代育成支援対策施設整備交付金</p> | <p>次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、児童福祉施設等の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。 (対象施設) 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所一時保護施設、児童自立生活援助事業所、地域子育て支援拠点事業所、小規模住居型児童養育事業所、利用者支援事業所、子育て支援のための拠点施設、市区町村子ども家庭総合支援拠点、婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設</p> | <p>1. 交付件数 138 施設 2. 交付額 2,487,583 千円</p> |
| <p>保育所等整備交付金</p> | <p>保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費、並びに防音壁の整備及び防犯対策の強化に係る整備の一部を交付することにより、保育所待機児童の解消を図ることを目的とする。 (対象施設) 保育所、幼保連携型認定こども園等のうち保育所機能部分、保育所分園、幼保連携型認定こども園等の分園のうち保育所機能部分、小規模保育事業所</p> | <p>1. 交付件数 437 施設 2. 交付額 16,436,328 千円</p> |
| <p>社会福祉施設等施設整備費国庫補助金</p> | <p>福祉各法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。 (対象施設) 障害者（児）関連施設及び保護施設等</p> | <p>1. 交付件数 273 施設 2. 交付額 7,548,030 千円</p> |
| <p>社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金</p> | <p>福祉各法等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、施設入所者等の福祉を確保をすることを目的とする。</p> | <p>1. 交付件 153 施設 2. 交付額 3,204,958 千円</p> |

(注) 施設整備に係る補助金等の業務内容や交付状況は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先: [健康福祉課（業務内容・業務実績）](#)

- ・ 地方厚生局に委任されている補助金等
- ・ 補助金等の交付実績
- ・ 被災された社会福祉施設等の事業者の方へ

[\(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/\)](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/)

6. 義務的経費に係る補助金等について

(1) 制度の概要

法令等により支出が義務づけられ、任意に削減できない性質の経費（義務的経費）に係る各補助金等の概要は次表のとおりです。

(2) 業務内容

義務的経費の補助金等に係る交付については、平成15年度からその業務を行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び精算確定等を行っています。

(3) 実績

令和2年度における義務的経費の補助金等の交付に関する業務の実績は、次表のとおりです。

| 補助金等名 | 交付目的 | 交付先及び交付額 |
|---------------|---|--|
| 結核医療費国庫負担金 | 都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院患者に対する医療に要する費用等の一部を負担することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 1. 交付先 10 都県・22 市・23 特別区 2. 交付額 832,189,874 円 |
| 結核医療費国庫補助金 | 都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 1. 交付先 10 都県・22 市・23 特別区 2. 交付額 112,499,124 円 |
| 原爆被爆者健康診断費交付金 | 都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的とする。 | 1. 交付先 10 都県 2. 交付額 80,090,110 円 |
| 原爆被爆者手当交付金 | 都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持増進を図ることを目的とする。 | 1. 交付先 10 都県 2. 交付額 5,184,444,258 円 |
| 原爆被爆者葬祭料交付金 | 都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的とする。 | 1. 交付先 10 都県 2. 交付額 150,385,586 円 |

| | | |
|-------------------|--|--|
| 児童扶養手当給付費国庫負担金 | 都道府県、市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、一人親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。 | 1. 交付先 10 都県・232 市・23 特別区 2. 交付額 45,539,522,032 円 |
| 特別児童扶養手当事務取扱交付金 | 都道府県知事又は市区町村長が行う特別児童扶養手当の支給に係る事務の処理に必要な費用を交付することにより、当該制度の円滑な運営を図ることを目的とする。 | 1. 交付先 10 都県・433 市区町村 2. 交付額 302,229,388 円 |
| 特別障害者手当等給付費国庫負担金 | 都道府県、市等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 1. 交付先 10 都県・232 市・23 特別区 2. 交付額 12,636,399,251 円 |
| 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金 | 売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を行うことを目的とする。 | 1. 交付先 10 都県 2. 交付額 718,281,870 円 |
| 児童入所施設措置費等国庫負担金 | 児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的とする。 | 1. 交付先 10 都県・179 市・23 特別区 2. 交付額 44,809,176,784 円 |

(注) 義務的経費に係る補助金等の業務内容や交付状況は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[健康福祉課（業務内容・業務実績）](#)

- ・ 地方厚生局に委任されている補助金等
- ・ 補助金等の交付実績
- ・ 被災された社会福祉施設等の事業者の方へ

[\(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/\)](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/)

7. 財産処分について

(1) 制度の概要

厚生労働省所管一般会計に係る補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等を行うに当たっては、厚生労働大臣等の承認が必要となります。

なお、災害により使用できなくなった場合等、一定の事項（包括承認事項）に該当する場合は、厚生労働大臣等に報告書を提出することで、財産処分に係る承認を受けたものとみなすこととされています。

（２）業務内容

補助金等の交付を受けた施設等に対する国庫補助財産の財産処分については、その業務を平成16年度から行っており、管内各都県等から提出された財産処分承認申請書の審査及び包括承認事項に係る報告書の受理等を行っています。

（３）実績

令和2年度における財産処分に関する業務の実績は、次表のとおりです。

（単位：件）

| 区 分 | 処理件数 | | 合 計 |
|----------|--------|--------|-----|
| | 保健衛生関係 | 社会福祉関係 | |
| 財産処分承認申請 | 9 | 65 | 74 |
| 報告（包括承認） | 13 | 122 | 135 |
| 計 | 22 | 187 | 209 |

※ 上記の財産処分の承認に伴い、国庫納付金が生じたものは27件（保健衛生関係6件、社会福祉関係21件）です。

（注）財産処分については、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：

[財産処分について（厚生労働省所管一般会計補助金等に係るもの）](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html

8. 児童扶養手当支給事務指導監査について

（１）制度の概要

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当は、父母の離婚等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした手当です。なお、児童扶養手当支給事務は、都道府県・市等で行われています。

（２）業務内容

児童扶養手当支給事務指導監査は、関東信越厚生局管内の都県・市等に対し、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施しています。

また、本指導監査は、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱に基づき、各都道府県にあっては3年に1回程度、市、福祉事務所を設置する町村及び特別区については6年に1回程度の頻度により実施しています。

本指導監査の具体的な内容としては、ヒアリングや請求書等の閲覧により、(ア)事務処理体制の状況、(イ)新規認定、現況届及び各種届出に係る事務処理等の状況、(ウ)資格喪失届の事務処理状況などの確認を行い、是正又は改善指導などの技術的な助言を行っています。

なお、是正・改善指導などの技術的な助言に当たっては、現地において行うほか、指導監査の結果を検討し、必要がある場合は文書をもって行うとともに、そ

の結果について報告を求めることとしています。

(3) 実績（令和2年度）

| | |
|------|--------------------------|
| 指導監査 | 0 都県 17 市（指定都市 1、一般市 16） |
|------|--------------------------|

（注）児童扶養手当支給事務指導監査の結果については、第IV章 指導監査等の実績・主な指摘事項等に掲載をしています。

9. 保護施設に対する指導監査について

(1) 制度の概要

保護施設に対する指導監査は、生活保護法第23条第1項の規定に基づき、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として実施しています。

指導監査は、都道府県・政令指定都市・中核市が設置する保護施設に対し、実地による監査を行います。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、管内の対象施設に対して、指導監査を概ね4年に1回の頻度で実施（一般指導監査）しています。

指導監査の具体的な内容は、入所者の処遇、生活環境、自立等への支援、又施設の運営管理が適正に行われているかを実地に確認するものです。

指導監査において、不正、著しい不当、最低基準違反等が認められる場合は、改善が図られるまで、随時、特別指導監査を実施することとしています。

(3) 実績（令和元年度）

| | |
|--------|-------------------|
| 一般指導監査 | 対象施設 3 施設のうち 1 施設 |
| 特別指導監査 | 対象施設なし |

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施しませんでした。

（注）保護施設に対する指導監査の結果については、第IV章 指導監査等の実績・主な指摘事項等に掲載をしています。

10. 生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）について

(1) 制度の概要

生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）は、都道府県、政令指定都市及び中核市に対して、生活保護法第23条第1項に基づき、関係法令及び通知に照らして医療扶助が適正に適用されているかどうかを、①自立支援医療の適用状況に関する監査、②向精神薬における重複処方の状況の確認監査、③指定医療機関に対する指導等の実施状況の確認監査をすることにより、生活保護制度の適正な運営の確保に資することを目的として実施しています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県、6政令指定都市及び13中核市

に対し、①自立支援医療にかかる給付が、生活保護法の医療扶助から支出されている者に対して、適切に是正措置が執られているかどうか、②複数の医療機関から向精神薬を重複して処方されている者に対して、適切に審査や是正措置が執られているかどうか、③指定医療機関に対する指導検査等の実施状況について、医療扶助運営要領等に基づき適正に実施されているかどうかを実地に聴取し、確認しています。

（3）実 績（令和2年度）

| | |
|------|--------------------|
| 事務監査 | 8 県・4 政令指定都市・8 中核市 |
|------|--------------------|

（注）生活保護法施行事務監査（医療扶助の適正実施）の結果については、第IV章 指導監査等の実績・主な指摘事項等に掲載をしています。

1 1. 生活保護法に規定する指定医療機関への指導等について

（1）制度の概要

生活保護法に規定する指定医療機関に対し、医療扶助の適正化を図るため、都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する指導等について、特に国の協力が必要と認められるものへの支援を行うこととしています。

（2）業務内容

国と連携して指導（共同指導）等を行う自治体を、①指導検査体制が整備されている、②一定程度以上の指導実績がある、③国民健康保険部局との連携が図られている、等の観点から関東信越厚生局が選定し、選定した自治体に所在する指定医療機関への共同指導を実施しています。

（3）実 績（令和元年度）

| | |
|------|-------------------------|
| 共同指導 | 2 県・1 政令指定都市・1 中核市の医療機関 |
|------|-------------------------|

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施しませんでした。

1 2. 障害者自立支援等業務実地指導等について

（1）制度の概要

障害者基本法の基本的理念にのっとり、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、平成18年4月1日に障害者自立支援法（平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正）が施行され、同法に基づく障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行う障害者自立支援制度^{（※）}が創設されました。

この障害者自立支援制度の円滑かつ適正な実施を図る観点から、地方厚生局は、障害者総合支援法第2条第3項及び地方自治法第245条の4の規定に基づき、都道府県（政令指定都市、中核市含む）に対して、市町村及びサービス事業者に対する指導の実施状況及び自立支援給付事業の事務処理状況等についての

実地指導を実施しています。

※ 障害者自立支援制度の事業内容

自立支援給付（介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療費及び補装具費の支給等）及び地域生活支援事業（市町村事業、都道府県事業）に大別される。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県、6政令指定都市及び13中核市を対象として、実地指導を実施しています。

（3）実績（令和2年度）

| | |
|------|--------------------|
| 実地指導 | 1 県・1 政令指定都市・1 中核市 |
|------|--------------------|

1.3. 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る検査について

（1）制度の概要

障害者総合支援法（旧「障害者自立支援法」）及び児童福祉法の改正により、平成24年度より指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）は、法令遵守等の業務管理体制を整備すること及びそれに関する事項を記載した届出書を関係行政機関（国、都道府県、市町村）に届け出ることが義務付けられました。

業務管理体制に係る検査（一般検査）は、障害者総合支援法第51条の3等に基づき、業務管理体制整備の届出（※）があった事業者に対し、整備・運用状況を確認するために実施し、事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と障害福祉サービス事業の運営の適正化を図ることを目的とするものです。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じて定められており、具体的には、「法令遵守責任者」の選任〈全ての事業者が対象〉のほか、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備〈事業所等数20以上の事業者が対象〉、外部監査などによる「業務執行の状況の監査を定期的実施」〈事業所等数100以上の事業者が対象〉が必要とされます。

※ 届出先は厚生労働省本省（指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等）

◎ 届出に記載すべき事項

- ・全ての事業者：事業者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名、法令遵守責任者の氏名、生年月日
- ・事業所数20以上の事業者：上記に加え、法令遵守規程の概要
- ・事業所数100以上の事業者：上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、業務管理体制の届出のあった事業者へ立ち入り、業務管理体制の整備・運用状況を確認する一般検査を実施しています。

（3）実 績（令和2年度）

| | |
|------|--------|
| 一般検査 | 10 事業者 |
|------|--------|

1 4. 各種養成施設等の指定及び監督について

（1）制度の概要

厚生労働省では、法令等により、以下の専門職種に就くための資格要件を定め、当該資格又は受験資格等を得るための養成施設、養成所、養成機関（以下「養成施設等」という。）の指定基準等を定めています。

- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ 栄養士
- ・ 管理栄養士
- ・ 社会福祉士
- ・ 介護福祉士

なお、これら養成施設等の指定（認定）を受けようとする者、又は指定等内容の変更の承認を受けようとする者は、法令等により地方厚生局又は都県等に対し申請等を行うことになっています。

（注） 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）の施行に伴い、平成27年度（一部、28年度）から、関東信越厚生局で行っていた以下の専門職種に係る養成施設の指定及び監督の業務については、都県等に移譲されました。

保健師、助産師、看護師、救急救命士、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、はり師、きゅう師、柔道整復師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、調理師（入学及び学力認定の事務を含む。）、理容師（入学及び学力認定の事務を含む）、美容師（入学及び学力認定の事務を含む）、製菓衛生師、食品衛生管理者、食品衛生監視員、食鳥処理衛生管理者、社会福祉士（大学、短期大学が設置するものを除く）、介護福祉士（実務者研修を含む）（大学、短期大学が設置するものを除く）、社会福祉主事、精神保健福祉士、児童福祉司、児童福祉施設職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、保育士

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、厚生労働省組織規則等により、次表に掲げる管内の養成施設等について、申請に基づく指定の事務、変更の承認等の事務を行うとともに、管内に所在する養成施設等に対して、指定基準に係る関係法令等の遵守状況を実地に確認する指導調査の実施をはじめ、養成施設等に対する監督等の業務を行っています。

関東信越厚生局が管轄する令和2年4月1日現在の養成施設等の学校数、課程数及び入学定員は次表のとおりです。

| 施設種別 | 学校数 | 課程数 | 入学定員 |
|----------------|-----|-----|-------|
| あ・は・き師等養成施設（※） | 14 | 22 | 947 |
| 栄養士養成施設 | 51 | 51 | 4,360 |
| 管理栄養士養成施設 | 45 | 45 | 3,530 |
| 社会福祉士学校 | 1 | 2 | 500 |

| | | | |
|------------|-----|-----|--------|
| 介護福祉士学校 | 37 | 38 | 1,308 |
| 福祉系高等学校等 | 18 | 18 | 950 |
| 介護福祉士実務者学校 | 8 | 8 | 1,080 |
| 計 | 174 | 184 | 12,675 |

※ あん摩マッサージ指圧師養成施設及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

(注) 各都県別養成施設等の指定状況等については、第V章 資料・データ集 指導養成関係に掲載をしています。

(3) 実績

① 指定等に関する事務

令和2年度における指定、変更の承認及び変更届の受理等に関する業務の実績は、次表のとおりです。

| 施設種別 | 処理件数 | | | | |
|----------------|------------|------------|------|-----|------|
| | 指定 (認定) | 取消 (廃止) | 内容変更 | 変更届 | 実習施設 |
| あ・は・き師等養成施設(※) | 0 | 0 | 3 | 11 | 6 |
| 栄養士養成施設 | 1 | 0 | 10 | 8 | — |
| 管理栄養士養成施設 | 0 | 0 | 4 | 5 | — |
| 社会福祉士学校 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 介護福祉士学校 | 0 | 1 | 2 | 62 | 36 |
| 福祉系高等学校等 | 1 | 0 | 1 | 21 | 12 |
| 介護福祉士実務者学校 | 0 | 0 | 0 | 5 | — |
| 計 | 2 | 1 | 20 | 114 | 56 |

※ あん摩マッサージ指圧師養成施設及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設

(注) 上記の表に用いている用語は、次のように省略しています。

- ・指定(認定)：新規指定(認定)
- ・取消(廃止)：申請による指定の取消し承認(但し栄養士、管理栄養士は届出事項)
- ・内容変更：指定内容変更の承認(定員、修業年限、施設・設備の変更等の変更承認事項)
- ・変更届：変更届の受理
- ・実習施設：変更届出のうち、実習施設の追加等に関するもの(変更届の内数)

② 指導監督に関する業務

令和2年度における指導調査の実施状況は、次表のとおりです。

| 施設種別 | 実施施設数 | 実施課程数 |
|--------------------|-------|-------|
| あ・は・き師等養成施設(※) | 1 | 1 |
| 管理栄養士養成施設 | 1 | 1 |
| 栄養士養成施設(管理栄養士と同施設) | 1 | 1 |
| 社会福祉士学校 | 0 | 0 |
| 介護福祉士学校 | 2 | 2 |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 福祉系高等学校等 | 0 | 0 |
| 介護福祉士実務者学校（介護福祉士と同施設） | 0 | 0 |
| 計 | 5 | 5 |

※ あん摩マッサージ指圧師養成施設及びあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師養成施設
 （注）養成施設等に対する指導調査で散見される指導事項については、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[健康福祉課（業務内容・業務実績）](#)

・各種養成施設等の指定等（養成施設等に対する指導調査で散見される指導事項について）

[\(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/\)](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/)

15. 社会福祉士実習演習担当教員講習会及び社会福祉士実習指導者講習会並びに介護教員講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施届出及び変更届出の受理について

（1）制度の概要

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学における専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす教員講習会を修了した者であること等を要件としています。

また、社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学における実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実習指導者講習会を修了した者であること等を要件としています。

（2）業務内容

講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

関東信越厚生局では、当該講習会の実施届等の受理業務を行っています。

（3）実績

令和2年度における業務の実績は、次表のとおりです。

| 区 分 | 処理件数 |
|------------------------|------------|
| 社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理 | 2件(1事業者) |
| 社会福祉士実習指導者講習会実施届の受理 | 7件(7事業者) |
| 介護教員講習会実施届の受理 | 2件(2事業者) |
| 介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理 | 18件(17事業者) |
| 計 | 29件(27事業者) |

16. 実務者研修教員講習会の実施届の受理について

（1）制度の概要

介護福祉士実務者養成施設において、教務に関する主任者となる教員及び介護

過程Ⅲを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす実務者研修教員講習会等を修了した者であること等を要件としています。

（２）業務内容

講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

関東信越厚生局では、当該講習会の実施届の受理業務を行っています。

（３）実績（令和２年度）

| | |
|-----|-------------|
| 受 理 | 16 件(9 事業者) |
|-----|-------------|

17. 医療的ケア教員講習会の実施届の受理について

（１）制度の概要

介護福祉士養成施設（実務者養成施設含む）において、医療的ケアを教授する教員は、厚生労働大臣が定める基準を満たす医療的ケア教員講習会等を修了した者であること等を要件としています。

（２）業務内容

講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっています。

関東信越厚生局では、当該講習会の実施届の受理業務を行っています。

（３）実績（令和２年度）

| | |
|-----|--------------|
| 受 理 | 72 件(28 事業者) |
|-----|--------------|

18. 大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に関する業務について

（１）制度の概要

社会福祉士の国家試験の受験資格を得るには、大学等において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下、「指定科目」という。）を修めて卒業するなどの要件が法律で定められています。

当該指定科目に関する授業を開始しようとする大学等においては、指定科目等に係る開講科目の名称等について、事前に確認申請を行うことを原則としています。

（２）業務内容

当該指定科目に関する授業を開始しようとする大学等は、当該授業を開始しようとする日の6月前までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に大学等確認申請書を提出することとなっています。

また、指定科目のうち、実習演習科目については省令に要件等が定められているため、関東信越厚生局では、当該大学等確認申請書の受理及び実習演習科目の確認業務を行っています。

（3）実 績

令和2年度における業務の実績は、次表のとおりです。

| 区 分 | 処理件数 |
|---------|------------|
| 演習科目の確認 | 1件(1課程) |
| 変更の届出 | 187件(83課程) |
| 確認の取消し | 1件(1課程) |

※ 令和2年4月1日現在、105課程が開設されています。

19. 経営力向上計画について**（1）制度の概要**

「経営力向上計画」とは、中小企業者が人材育成や財務内容の分析、ITの活用、生産性向上のための設備投資等、自社の経営力を向上させるための実施計画です。

この計画について、大臣の認定を受けることにより、税制や金融の支援措置を受けることができるというものです。

（2）業務内容

医療分野、介護分野、食品分野等、厚生労働省が所管する事業（労働分野を除く）の経営力向上計画の認定事務を行っています。

（3）実 績（令和2年度）

| | |
|------|------|
| 認定件数 | 827件 |
|------|------|

（医 事 課）

1. 臨床研修に関する業務

1-1 医師の臨床研修について（臨床研修費等補助金含む）

（1）制度の概要

適正な臨床研修の実施体制の確保に関する業務を所管しています。

医師臨床研修制度は昭和23年に卒後1年のインターン制度として開始され、昭和43年に臨床研修医制度として創設されました。昭和43年に創設された制度は、努力規定として位置づけられた研修でありましたが、平成16年4月からは、診療に従事しようとする医師には、2年以上の臨床研修を受けることが必修化となり医師法により義務づけられました。

この医師臨床研修制度の基本理念は、「臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学および医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身につけることのできるものでなければならぬ。」となっており、各臨床研修指定病院で作成されたプログラムが、医道審議会医師臨床研修部会に諮られ、承認を受けたプログラムで研修が実施されます。

（2）業務内容

平成30年7月の医療法及び医師法の改正により、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限等が、令和2年度より、都県へ移譲されました。関東信越厚生局においては、年次報告、研修プログラム変更及び実地調査等に関する技術的助言を都県に行うこととなるほか、実地調査、臨床研修費等補助金の交付に関する事業において各都県から提出される申請書の審査及び研修医等からの相談対応等を引き続き実施しています。

臨床研修修了に伴う医籍への登録に関する業務としては、修了者から提出される登録証交付申請書の審査及び発送業務を行っています。

（3）実 績

| | 令和2年度 |
|-------------------------|----------------|
| 医籍登録の状況 | |
| 医籍登録件数 | 3,790 件 |
| 臨床研修費等補助金の交付状況 交付先及び交付額 | |
| 交付先 | 1 都 9 県(309 件) |
| 交付額 | 38 億 3,803 万円 |
| 臨床研修病院等の実地調査の状況 | |
| 既指定臨床研修病院 | 5 件 |

1-2 歯科医師の臨床研修について

(1) 制度の概要

歯科医師臨床研修施設の指定に係る審査及び指導並びに適正な臨床研修の実施体制の確保に関する業務を所管しています。

歯科医師臨床研修は昭和62年に一般歯科医養成研修事業として開始されました。その後、平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上の臨床研修を受けなければならないものとされ、平成18年4月より歯科医師臨床研修の必修化が開始されました。

この歯科医師臨床研修制度の基本理念は、「臨床研修については、患者中心の全人格的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な診療能力(態度・技能・知識)を身につけ、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることのできるものでなければならない。」となっており、大学病院や各臨床研修施設で作成されたプログラムが、医道審議会歯科医師臨床研修部会に諮られ、承認を受けたプログラムで研修が実施されます。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、新規指定もしくはプログラム変更等の申請を行った施設の研修プログラムの内容を関係法令の定める基準に照らして審査し、他の地方厚生局管轄の申請の2次審査や臨床研修施設の実地調査も各厚生局の担当者との共同で実施しています。

また、全国各地で開催される指導歯科医講習会において、臨床研修制度の周知に関する講演を担当するなど、全国厚生局の総括的な役割も有しています。

臨床研修修了に伴う歯科医籍への登録に関する業務としては、修了者から提出される登録証交付申請書の審査及び発送業務を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

| | 令和2年度 |
|---------------------|-------|
| 新規指定申請等の審査の状況（全国） | |
| 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査 | 78 |
| 臨床研修プログラムの変更申請に係る審査 | 77 |
| 歯科医籍登録の状況 | |
| 歯科医籍登録件数 | 1,097 |
| 指導歯科医講習会における講演 | |
| 指導歯科医講習会への講師派遣件数 | 0 |
| 臨床研修施設等の実地調査の状況（全国） | |
| 大学病院・指定臨床研修施設 | 37 |

《臨床研修施設指定状況》（令和3年3月31日現在）

① 都県別指定施設数

（単位：施設）

| 都 県 名 | 施 設 数 | | |
|---------|-------|-----|-----|
| | 施設数計 | 単独型 | 管理型 |
| 茨 城 県 | 1 | 0 | 1 |
| 栃 木 県 | 1 | 1 | 0 |
| 群 馬 県 | 2 | 2 | 0 |
| 埼 玉 県 | 10 | 6 | 4 |
| 千 葉 県 | 10 | 4 | 6 |
| 東 京 都 | 26 | 17 | 9 |
| 神 奈 川 県 | 15 | 12 | 3 |
| 新 潟 県 | 1 | 0 | 1 |
| 山 梨 県 | 1 | 1 | 0 |
| 長 野 県 | 4 | 4 | 0 |
| 合 計 | 71 | 47 | 24 |

② 医科大学・歯科大学（附属）病院数

（単位：施設）

| 都 県 名 | 施 設 数 | | |
|---------|-------|-------|-------|
| | 施設数計 | 単独型相当 | 管理型相当 |
| 茨 城 県 | 1 | 1 | 0 |
| 栃 木 県 | 2 | 2 | 0 |
| 群 馬 県 | 1 | 0 | 1 |
| 埼 玉 県 | 3 | 0 | 3 |
| 千 葉 県 | 6 | 2 | 4 |
| 東 京 都 | 13 | 6 | 7 |
| 神 奈 川 県 | 5 | 0 | 5 |
| 新 潟 県 | 2 | 0 | 2 |
| 山 梨 県 | 1 | 1 | 0 |
| 長 野 県 | 2 | 1 | 1 |
| 合 計 | 36 | 13 | 23 |

※ 単独型であり管理型でもある場合は管理型に計上をしています。

（注）臨床研修病院等の情報については、以下のホームページに掲載をしています。

ホームページのリンク先：[D-REIS 歯科医師臨床研修プログラム検索サイト](https://www.iradis.mhlw.go.jp/dreis/common/ad0.xhtml)
[\(https://www.iradis.mhlw.go.jp/dreis/common/ad0.xhtml\)](https://www.iradis.mhlw.go.jp/dreis/common/ad0.xhtml)

2. 医療の安全に関する取組の普及及び啓発について

（1）制度の概要

医療機関等に対して、医療の安全に関する取り組みの普及及び啓発に関する業務を所管しています。

厚生労働省では平成13年度より毎年11月25日を含む1週間を「医療安全週間」と位置付け医療安全対策の推進を図っています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、平成14年度から「医療安全週間」の前後に、管内医療機関の病院管理者及び医療安全管理者等を対象に、医療安全に関する知識の習得を目的として、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

また、医療課で実施している特定機能病院の立入調査においては、病院管理に係る専門知識を必要とするため、医事課においても医療監視員を発令し、医療安全ワークショップ等で得られる科学的知見を習得させ、テクニカルアドバイザーとして全ての立入検査に連携参加しています。

（3）実績

「医療安全に関するワークショップ」について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しました。

3. 関東信越厚生局管内の健康危機管理体制の整備について

（1）制度の概要

医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康安全を脅かす事態に対し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を実施しています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、管内1都9県の健康危機管理関係所管課及び関係機関（検疫所、保健所等）の連絡網及びメーリングリストを作成し、健康危機管理に対する共通の認識、情報の共有化等により、関係機関の職員の相互連携を強化し、現実に健康危機が発生した場合、有効な対策がとれるよう推進しています。

（3）実績

（単位：回）

| | 令和2年度 |
|--|-------|
| 地方衛生研究所等主催による地域保健総合推進事業に係る地域ブロック会議、ブロック長会議等へ出席 | 1 |

4. 医師の確保について

(1) 制度の概要

医師の確保に関する業務を所管しています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、地域や診療科による医師不足問題に関して、地方自治体等の情報を収集しています。

(3) 実績

| | 令和2年度 |
|-----------------|-------|
| 地方公共団体からの医師派遣申請 | 申請なし |

5. 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施について

(1) 制度の概要

医師等の行政処分に係る調査の実施に関する業務及び行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関する業務を所管しています。

医師法及び歯科医師法の改正に伴い、平成19年4月1日より、1年以上の業務停止の行政処分を受けた医師・歯科医師、免許の取り消し処分に対し再免許を受けようとする者は、再教育として個別研修（倫理研修又は技術研修）を実施することになりました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、個別研修開始前における個別研修計画書の受理及び個別研修終了後における個別研修修了証の交付を行っています。

(3) 実績

(単位：件)

| | 令和2年度 |
|-----------|-------|
| 個別研修計画書受理 | 4 |
| 個別研修修了証交付 | 6 |

6. 医療観察法による決定の執行、指定医療機関の指定及び指導等について

(1) 制度の概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する業務を所管しています。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様な他害行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進する

ことを目的として、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」が平成17年7月に施行されました。

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者であって、不起訴処分又は無罪等の裁判が確定した者に対しての処遇が定められたものです。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送等を行っています。また、この法律では、対象者の処遇を決定するために、裁判官と精神科医（精神保健審判員）、必要に応じて精神保健福祉の専門家（精神保健参与員）で審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者名簿の作成なども行っています。

（3）実績

（単位：件）

| | 令和2年度 |
|------------------|-------|
| 指定入院医療機関の指定 | 0 |
| 指定通院医療機関の指定 | 57 |
| 指定入院医療機関の選定及び移送 | 94 |
| 指定通院医療機関の選定 | 89 |
| 精神保健判定医の名簿収載 | 317 |
| 精神保健参与員の名簿収載 | 292 |
| 診療報酬請求の審査・支払 | 9,220 |
| 指定入院医療機関に対する指導監査 | 13 |
| 指定通院医療機関に対する指導監査 | 0 |

その他、法施行に際し、制度の円滑な運用のために、厚生労働本省、各都県担当部局、地方裁判所、保護観察所、指定医療機関等の関係機関と打合せを行っています。

（注）心神喪失者等医療観察法についての情報は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[医事課（心神喪失者等医療観察法関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/iji/shinshin.html

7. 再生医療等の安全性の確保について

（1）制度の概要

再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が平成26年11月に施行されました。再生医療等を提供する機関は厚生労働大臣の認定を受けた再生医療等委員会の意見を聴いた上で、提供計画を厚生労働省へ提出することや、細胞培養加工施設を設置する者は細胞加工物の製造の届出又は許可を受けることなどが必要となりました。

（２）業務内容

再生医療等を提供する医療機関から提出された提供計画の受付や、特定細胞加工物事業者の許可証の発行を行っています。

- ① 再生医療等計画の届出受理（中止含む）
- ② 特定細胞加工物の製造の届出受理又は許可（廃止含む）
- ③ 再生医療等委員会の認定（廃止含む）
- ④ 定期報告の受付と必要な調査等

（３）実績

（単位：件）

| | 令和2年度 |
|-------------------|-------|
| 再生医療等提供計画の受理 | 476 |
| 特定細胞加工物製造届出受理又は許可 | 239 |
| 再生医療等委員会の認定 | 11 |
| 提供状況定期報告書の受理 | 1,664 |
| 製造状況定期報告書の受理 | 1,039 |

8. 看護師の特定行為に係る研修の実施体制の確保について

（１）制度の概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図るため、より高度かつ専門的な知識と技能を持つ看護師の活躍が期待されています。そこで、実践経験のある看護師が厚生労働大臣が指定した指定研修機関の研修を受講することにより、事前に作成された手順書に基づき、医師や歯科医師の判断を待たずに診療の補助の一部である「特定行為」を行うことができるようになりました。

（２）業務内容

専門的知識経験に基づく特定行為研修の指定研修機関の指定に係る審査や指導、特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理などの業務を行っています。

- ① 新規指定研修機関の指定に係る研修計画や施設等に関する審査及び指導
- ② 研修計画、研修体制等に関する実地調査及び指導
- ③ 研修内容の変更に係る届出や申請の審査及び指導
- ④ 指定研修機関に関する年次報告書の確認及び指導
- ⑤ 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の確認及び指導
- ⑥ 指定研修機関や受講する看護師からの相談対応

（３）実 績

（単位：件）

| 令和２年度 | |
|-----------------------------|-----|
| 指定研修機関の指定等に係る審査の状況 | |
| 指定申請に係る審査 | 20 |
| 特定行為区分の変更申請に係る審査 | 15 |
| 指定研修機関の変更届出に係る審査 | 137 |
| 年次報告に係る審査 | 43 |
| 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の受理の状況 | |
| 報告書の受理 | 50 |
| 指定研修機関等の実地調査の状況 | |
| 指定研修機関申請者 | 0 |
| 指定研修機関 | 2 |

《指定研修機関指定状況》（令和３年３月３１日現在）

○ 都県別指定研修機関数

（単位：施設）

| 都 県 名 | 施 設 数 |
|---------|-------|
| 茨 城 県 | 3 |
| 栃 木 県 | 2 |
| 群 馬 県 | 7 |
| 埼 玉 県 | 3 |
| 千 葉 県 | 4 |
| 東 京 都 | 30 |
| 神 奈 川 県 | 18 |
| 新 潟 県 | 5 |
| 山 梨 県 | 1 |
| 長 野 県 | 6 |
| 合 計 | 79 |

9. 臨床研究に対する信頼の確保について

（１）制度の概要

臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的として、臨床研究の実施の手續、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定める「臨床研究法」が平成２９年４月１４日に公布され、平成３０年４月１日から施行されました。

（２）業務内容

特定臨床研究を実施する者から提出された実施計画の受理や、臨床研究審査委員会の認定などを行っています。

- ① 特定臨床研究の実施計画の届出受理（中止含む）
- ② 臨床研究審査委員会の認定（廃止含む）
- ③ 定期報告の受理と必要な調査等

（３）実績

（単位：件）

| | 令和２年度 |
|--------------------|-------|
| 特定臨床研究の実施計画の受理 | 182 |
| 特定臨床研究実施計画事項変更届の受理 | 1,152 |
| 定期報告の受理 | 456 |
| 臨床研究審査委員会の認定 | 11 |

10. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務について

（１）制度の概要

2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定めることで、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制の構築を推進することとしています。

（２）業務内容

都県等における議論の進捗状況について都県からヒアリング・情報収集を行い、また、地域医療構想調整会議等へ出席し、本省と情報の共有を行っています。

11. 災害時における医療の確保の支援に関する業務について

（１）制度の概要

災害発生時における医療提供体制の確保に関する業務を所管しています。

（２）業務内容

災害発生時における医療提供体制を確保することを目的に、都県の役割を尊重し厚生労働省医政局と連携を図りながら、厚生労働省医政局と都県の円滑な連絡・情報共有に向けた業務や都県への支援業務を行っています。

12. 医師少数区域等で一定期間を勤務した医師の認定に関する業務について

（１）制度の概要

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が認定する制度や、当該認定を受けた医師を一定の病院

の管理者として評価する仕組みが令和2年4月1日から施行されました。

（2）業務内容

医師少数区域等において6か月以上勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供に必要な業務を行った医師からの認定申請書を受理し、申請内容の審査及び認定証明書の交付を行っています。

（3）実績

（単位：件）

| | 令和2年度 |
|-------------------|-------|
| 医師少数区域経験医師の認定申請件数 | 7 |

（薬事監視指導課）

1. 医薬品及び再生医療等製品の製造業等の許可について

（1）制度の概要

業として医薬品等を製造する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可を取得する必要があります。厚生労働大臣の指定する医薬品等を製造する製造所の許可については、地方厚生局長にその権限が委任されており、それ以外の医薬品等を製造する製造所の許可については、都道府県知事が行うこととされています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、これらの許可に関する申請書及び届出書について、所定の要件を満たしているかを審査します。

なお、許可対象施設において違反が判明した場合等には、事情聴取や立入検査等を行うこともあります。

① 厚生労働大臣の指定する医薬品等

- ・ 生物学的製剤
- ・ 放射性医薬品
- ・ 国家検定医薬品
- ・ 遺伝子組換え技術応用医薬品
- ・ 細胞培養技術応用医薬品
- ・ 細胞組織医薬品
- ・ 特定生物由来製品医薬品
- ・ 再生医療等製品

② 地方厚生局における医薬品等の製造業等申請及びその届出に係る処理事項

- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業許可
- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業許可更新
- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業区分追加（変更）許可
- ・ 生物由来製品・再生医療等製品製造管理者の承認
- ・ 各種届出の受理（変更、休止、廃止、再開の届）
- ・ 医薬品・再生医療等製品製造業許可証書換・再交付

（3）実 績

（単位：件）

| | 令和2年度 |
|----------------------|-------|
| 医薬品・再生医療等製品製造業の許可等件数 | 127 |

2. 輸入確認証の発給業務について

（1）制度の概要

輸入される医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品並びに毒物及び劇物について、通関前に確認を行うことにより、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流通することを未然に防ぐことを目的として、「医薬品等輸入確認要領」及び「毒劇物輸入確認要領」に基づき、通関前に輸入者に指定の書類を提出させて審査を行っています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、上記提出書類を審査し、「輸入確認証」を発給します。

輸入監視業務の所轄範囲

函館税関、東京税関及び横浜税関で通関される輸入貨物

（参考）

- ・近畿厚生局：名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関、長崎税関及び沖縄地区税関で通関されるもの

（3）実績

（単位：件）

| | 令和2年度 |
|--------|------------|
| 発給件数 | 87,614 |
| 電話照会件数 | 約 1,000 /月 |

（食品衛生課）

1. HACCPの普及促進に係る業務について

（1）制度の概要

EUや米国等においては、食品等事業者に、食品の製造等に関して危害を未然に防止する衛生管理手法として国際的にも有効とされるHACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point：ハサップ)に基づく衛生管理の義務化をすすめており、HACCPは食品衛生の国際的なスタンダードとなっています。

我が国においては、平成7年5月に食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律が公布され、HACCPに基づく総合衛生管理製造過程の承認制度が創設されました。関東信越厚生局では、総合衛生管理製造過程の申請（新規、更新、変更）内容の審査・現地調査、承認後の立入検査を通じて事業者への指導を行い、HACCPによる衛生管理の推進と、その基礎となる一般的衛生管理、特に事業者による内部検証の充実に努めてきました。

さらに、平成30年6月に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律」により、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理を求めることが、令和2年6月に施行され、1年間の猶予期間を経て令和3年6月より制度化されました。

関東信越厚生局では、業種や事業者の規模の大小を問わず広くHACCPを普及推進していくため、地方自治体及び事業者等関係者と協力して連絡協議会の開催や指導者の養成研修会の実施等を行っています。

なお、総合衛生管理製造過程は、HACCPに沿った衛生管理の制度化を受け、令和2年5月末で廃止されており、各施設の有効期限の満了日まで立入検査で指導を行っています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、HACCPの普及推進のため、関係者間の情報共有及び意見交換の場を設けることや地方自治体職員の指導方法の平準化のための研修を行っています。また、総合衛生管理製造過程施設の承認後の立入検査を通じて事業者への指導を行うなどHACCPによる衛生管理の推進に努めています。

- ・ HACCP普及推進地方連絡協議会の開催
- ・ HACCP指導者養成研修会の実施
- ・ 総合衛生管理製造過程の立入検査、変更承認等

（3）実績

・ HACCP普及推進地方連絡協議会及びHACCP指導者養成研修会

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため協議会等の開催を中止しました。

（参考：令和元年度実績）

- ・ HACCP普及推進地方連絡協議会

（第1回）

実施日：令和元年8月29日 実施場所：全国市町会館大ホール

（第2回）

実施日：令和2年2月12日 実施場所：銀座ブロッサムホール

・ HACCP指導者養成研修会

（上期第1回）

実施日：令和元年7月31日～8月2日

（上期第2回）

実施日：令和元年9月18日～9月20日

（下期第1回）

実施日：令和元年11月13日～11月15日

（下期第2回）

実施日：令和2年1月22日～1月24日

実施場所：上記、いずれも関東信越厚生局会議室 他

・ 総合衛生製造管理過程施設への立入検査

（単位：件）

| 令和2年度 | 実績 |
|--------------|----|
| 新規承認に関する立入検査 | 1 |
| 変更承認に関する立入検査 | 1 |
| 更新承認に関する立入検査 | 0 |
| その他の立入検査 | 13 |
| 計 | 15 |

（注）総合衛生管理製造過程施設一覧（関東信越厚生局管内）は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（総合衛生管理製造過程関係）](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/haccop.html)
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/haccop.html

2. 食中毒に係る調整事務について

（1）制度の概要

近年、食品の流通は複数の都道府県をまたがるのが一般化しており、それに伴い、食中毒事案も広域化しています。

平成30年の食品衛生法の改正により、食中毒事案の発生及び拡大防止等のために、国及び都道府県等が行う監視指導が総合的かつ迅速に行われるよう、相互に連携・協力することが義務化されました。また、広域的な食中毒事案の調査方針の共有や情報交換等の対応を行う場として、広域連携協議会が設置され、厚生労働省を幹事とし、都道府県、保健所設置市、特別区と地方厚生局で構成されています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、複数の都県をまたがるような大規模食中毒の発生

時には、厚生労働省からの依頼等により、管内自治体との情報共有・連携強化のため広域連携協議会を開催及び自治体等と共同で立入調査等を行います。また、日常の食中毒対策等の実施及び食中毒事件の情報収集について、地方自治体及び厚生労働省と連携を図り調整を行っています。

- ・食中毒事例の情報収集
- ・自治体との連絡調整
- ・厚生労働省の依頼による広域連携協議会の開催
- ・厚生労働省の指示による調査

(3) 実績

(単位：件)

| 令和2年度 | 実績 |
|----------|----|
| 食中毒速報等収集 | 59 |

・ 関東信越広域連携協議会

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため協議会の開催を中止しました。

(参考：令和元年度実績)

(第1回)

実施日：平成31年4月16日 実施場所：関東信越厚生局会議室

(第2回)

実施日：令和元年12月25日 実施場所：厚生労働省会議室

(注) 関東信越広域連携協議会の開催状況は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（食中毒関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/kouiki_00001.html

3. 食品衛生法の規定に基づく登録検査機関の登録及び監督等について

(1) 制度の概要

食品衛生法第29条に規定される都道府県等の食品衛生検査施設及び第31条に規定される登録検査機関については、食品衛生検査技術の高度化・多様化に伴って試験検査の信頼性を確保する見地から、より適切な業務管理を実施する必要が生じ、平成7年の食品衛生法改正により、食品等検査の業務管理基準が導入されました。

さらに、平成15年の食品衛生法の改正によって、公正性・中立性を備える民間法人にも検査が実施できるよう指定制度から登録制度に移行し、定期的な見直しを行うための更新制度の導入や検査の技術的基準を設け、制度の透明性を確保しています。

(2) 業務内容

関東信越厚生局においては、検査機関の登録業務の他に登録検査機関に対して、

業務規程の遵守、試験検査の精度管理及び業務管理の実施、帳簿等の適正な記録とその保存をはじめとした業務管理要領への適合性に関する立入検査及び指導を実施しています。

また、管内の登録検査機関の資質向上のため、最新の知見及び当該年度の立入検査及び指導の注意点等についての研修を実施しています。

① 登録検査機関

(ア) 登録・認可に関する事項

- ・登録の申請
- ・検査事業所の設置等の届出受理
- ・業務規程の認可及び変更認可
- ・検査業務の休止・廃止の許可
- ・登録事項変更の届出受理
- ・適合命令、改善命令

(イ) 製品検査・自主検査等の業務管理に関する事項

- ・業務規程の遵守に係る指導
- ・業務管理に関する技術上の基準への適合性（組織、施設・検査器具等の管理、製品検査の管理、信頼性確保業務等）に係る立入検査及び指導
- ・帳簿の記載事項・保存に関する立入検査及び指導

(ウ) 検査精度管理業務研修会の実施

② 検査所が行う試験及び検査の業務に関する点検及びその結果に基づく助言

(3) 実 績

・登録検査機関への立入検査

(単位：件)

| 令和2年度 | 実 績 |
|---------------|-----|
| 新規登録に関する立入検査 | 2 |
| 変更事項に関する立入検査 | 0 |
| 登録の更新に関する立入検査 | 3 |
| 定期立入検査 | 35 |
| 臨時立入検査 | 1 |
| 計 | 41 |

・検査精度管理業務研修会

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため研修会の開催を中止しました。

(参考：令和元年度実績)

実 施 日：令和2年2月13日

実施場所：さいたま新都心合同庁舎1号館2階講堂

(注) 登録検査機関の一覧（関東信越厚生局管内）及び検査精度管理研修会の開催状況は、以

下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（登録検査機関関係）](#)

(https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/shokuhin_gi_jutsu.html)

4. 輸出食肉認定施設に対する指導、確認及び査察について

（1）制度の概要

国産牛肉や豚肉等を外国へ輸出する際は、輸出先国が定める施設の構造・設備、HACCPに基づく衛生管理及び検査法等の衛生要件に適合する認定施設で処理されたものであることが必要です。認定施設において適正な管理が行われていることを、定期的な厚生労働省の査察により確認することも認定の要件となっています。

厚生労働省の査察業務については、地方厚生局に移管されており、関東信越厚生局管内の4施設に対し、定期的な査察を行うこととなっています。

なお、令和2年4月1日に農林水産物・食品の輸出の促進を図る目的で施行された「農林水産物および食品の輸出の促進に関する法律」により、制度が明確化され、一層の推進が図られています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、米国向け等輸出食肉取扱施設として認定されている施設に対して定期的な査察を行い、監視・改善指導等を実施しています。

① 輸出食肉認定施設の認定準備作業

- ・ 事前相談（申請者及び自治体等）
- ・ 認定に関する関係者会議への参加等
- ・ 新規認定に係る現地調査への同行

② 認定施設に対する査察及び指導

- ・ 認定施設、食肉衛生検査所及び残留物質等モニタリング指定検査機関への定期的な現地査察
- ・ 査察結果に基づく改善措置を認定施設及び自治体に通知するとともに厚生労働省へ報告
- ・ 輸出先国による査察の際の対象施設への同行

（3）実績

・ 輸出食肉認定施設への査察等

（単位：回）

| 令和2年度 | | | 実績 |
|-------|-------|---------------------------------------|----|
| 群馬県 | G-1 | (株)群馬県食肉卸売市場 | 9 |
| 栃木県 | TOC-1 | とちぎ食肉センター | 9 |
| 埼玉県 | KOC-1 | 越谷食肉センター IHミートパッカー(株) 東京ミートセンター | 1 |
| 埼玉県 | SA-1 | 県北食肉センター協業組合 | 1 |

（注）輸出食肉認定施設一覧は、以下のホームページにに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（輸出食肉関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/shokuniku.html

5. 輸出食肉製品施設の認定及び査察等について

（1）制度の概要

食肉又は食鳥肉の加工品（以下、食肉製品）を輸出する場合は、輸出先国が定める施設の構造・設備、HACCPに基づく衛生管理等の衛生要件に適合する施設で製造加工されたものである必要があります。

そのため、「輸出食肉製品の取扱要綱（シンガポール及び台湾）」に基づき、地方厚生局において、施設の認定及び適正な管理の確認のための定期的な査察を行うこととなっています。

なお、当制度は、「農林水産物および食品の輸出の促進に関する法律」の施行に伴い令和2年4月1日より創設されました。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、輸出食肉製品取扱施設の認定業務及び取扱施設に対して定期的な査察を行い、監視・改善指導等を実施しています。

- ・ 輸出食肉製品取扱施設の認定
- ・ 認定施設への定期的な現地査察
- ・ 査察結果に基づく改善措置を認定施設に通知
- ・ 認定施設の変更承認等

（3）実 績

・ 輸出食肉製品認定施設への査察

（単位：件）

| 令和2年度 | 実 績 |
|------------|-----|
| 新規承認に関する査察 | 0 |
| 定期的な査察 | 0 |
| 計 | 0 |

※ 令和2年4月1日からの新規事業であったため、令和2年度の実績はありませんでした。

（注）輸出食肉製品認定施設一覧は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（輸出食肉製品関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/shokunikuseihin.html

6. 輸出水産食品施設の認定、査察等及び衛生証明書の発行について

（1）制度の概要

水産食品を輸出する場合は、輸出先国が定める衛生要件に適合する施設で製造加工されたものである必要があります。

また、輸出先国の求めに応じ、輸出国の食品衛生上の権限を有する行政機関等が発行する衛生証明書の添付が求められています。

そのため、輸出国向け「輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、地方厚生局等の公的機関において、施設の認定や適正な管理の確認のための定期的な現地査察及び衛生証明書の発行等を行うこととなっています。

なお、令和2年4月1日に農林水産物・食品の輸出の促進を図る目的で施行された「農林水産物および食品の輸出の促進に関する法律」により、制度が明確化され、一層の推進が図られています。

また、下記業務のインド及びメキシコ向け輸出水産食品に係る施設認定及び衛生証明書発行業務については、令和3年4月1日より農林水産省に移管されました。

（2）業務内容

① EU

関東信越厚生局においては、事業者等から「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更等の手続を実施しています。また、認定施設の査察等を実施します。

- ・輸出施設の認定
- ・認定事項の変更・取消し
- ・認定施設の査察等

② 米国

関東信越厚生局においては、事業者等から「アメリカ合衆国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更等の手続を実施しています。また、必要に応じて認定施設の査察等を実施します。

- ・輸出施設の認定
- ・認定事項の変更・取消し
- ・認定施設の査察等

③ ブラジル

関東信越厚生局においては、事業者等から「ブラジル向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。また、認定施設の査察等を実施します。

- ・輸出施設の認定
- ・認定事項の変更・取消し
- ・衛生証明書の発行
- ・認定施設の査察等

④ 韓国

関東信越厚生局においては、事業者等から「大韓民国向け輸出水産食品取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。また、必要に応じて認定施設の査察等を実施します。

- ・輸出施設の認定
- ・認定事項の変更・取消し
- ・衛生証明書の発行
- ・認定施設の査察等

⑤ 中国

関東信越厚生局においては、事業者等から「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。また、必要に応じて登録した認定施設の査察等を実施します。

- ・輸出施設の認定
- ・認定事項の変更・取消し
- ・衛生証明書の発行
- ・認定施設の査察等

⑥ 台湾

関東信越厚生局においては、事業者等から「台湾向け輸出品類の取扱要綱」に基づき申請があった場合、その内容を審査し衛生証明書を発行しています。

- ・衛生証明書の発行

⑦ ベトナム

関東信越厚生局においては、事業者等から「ベトナム向け輸出水産食品の羽田空港における衛生証明書の取扱いについて」に基づき申請があった場合、その内容を審査し、衛生証明書を発行しています。

なお、ベトナムに輸出される水産食品については、証明書発行業務の迅速化の観点から、令和元年5月に羽田空港証明書発行窓口が設置されています。

- ・衛生証明書の発行

⑧ インド

関東信越厚生局においては、事業者等から「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、輸出施設の認定、認定事項の変更、衛生証明書の発行等の手続を実施しています。

- ・輸出施設の認定
- ・認定事項の変更・取消し
- ・衛生証明書の発行

⑨ メキシコ

関東信越厚生局においては、事業者等から「メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があった場合、その内容を審査し衛生証明書を発行しています。

- ・衛生証明書の発行

（3）実 績

・ 輸出水産食品施設の新規認定

（単位：件）

| 令和2年度 | 実 績 |
|----------------|-----|
| EU向け輸出水産食品施設 | 2 |
| 米国向け輸出水産食品施設 | 0 |
| ブラジル向け輸出水産食品施設 | 0 |
| 韓国向け輸出水産食品施設 | 0 |
| 中国向け輸出水産食品施設 | 0 |
| インド向け輸出水産食品施設 | 3 |

・ 輸出水産食品認定施設への査察等

（単位：件）

| 令和2年度 | 実 績 |
|------------------|-----|
| EU向け輸出水産食品認定施設 | 5 |
| 米国向け輸出水産食品認定施設 | 2 |
| ブラジル向け輸出水産食品認定施設 | 10 |
| 韓国向け輸出水産食品認定施設 | 0 |
| 中国向け輸出水産食品認定施設 | 0 |

（注）輸出水産食品認定施設一覧は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（輸出水産食品関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/yushutsusuisan_00001.html

・ 衛生証明書の発行

（単位：件）

| 令和2年度 | 実 績 |
|---------------|-----|
| ブラジル向け衛生証明書発行 | 0 |
| 韓国向け衛生証明書発行 | 127 |
| 中国向け衛生証明書発行 | 20 |
| 台湾向け衛生証明書発行 | 2 |
| インド向け衛生証明書発行 | 0 |
| メキシコ向け衛生証明書発行 | 0 |
| ベトナム向け衛生証明書発行 | 63 |

（注）衛生証明書の発行については、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（衛生証明書関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/yushutsusuisan_00003.html

7. 健康の保持増進効果等に係る虚偽・誇大広告等の表示の禁止に関する関係機関との連携について

（1）制度の概要

健康増進法第65条において、食品として販売するものは、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示を行い、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないとされています。

また、虚偽・誇大広告等の表示に関し、必要があると認めた場合の食品製造施設等への立入及び収去の権限については消費者庁長官から地方厚生局長に委任されています。

なお、健康増進法の改正により、令和2年4月1日から当該規定は法第31条から法第65条に変更となりました。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、食品として販売するものに関し、健康の保持増進効果を謳う表示について、消費者庁や自治体と連携を図りながら事業者の指導等を行っています。

（3）実績

（単位：件）

| 令和2年度 | 実績 |
|--------------|----|
| 自治体からの相談及び指導 | 3 |
| 事業者からの相談及び指導 | 0 |

8. 食品の安全確保に関するリスクコミュニケーションについて

（1）制度の概要

平成15年に食品安全基本法の制定及び食品衛生法の改正により、国民の健康保護を優先する新たな食品安全行政の基本的な方策として「リスク分析手法」が導入され、その具体的な実施と展開を支える柱として「リスクコミュニケーション」が位置づけられました。厚生労働省では、平成15年から内閣府（食品安全委員会）、農林水産省との連携を図りながら、消費者、食品関連事業者、専門家、メディアなどとのリスクコミュニケーションの取り組みを進めています。

（2）業務内容

関東信越厚生局においては、自治体と協力しながらリスクコミュニケーションの実施について取り組みを行っています。

（3）実績

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止しました。

（参考：令和元年度及び平成30年度実績）

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止しました。

・平成30年度

「食品工場における食の安全・安心の取組みについて」

（神奈川県食の安全・安心推進会議、海老名市共催）

実施年月日 平成31年2月20日

実施場所 味の素グループうま味体験館

（注）食品の安全性に係る意見交換会の開催結果は、以下のホームページに掲載をしています。

関東信越厚生局ホームページ内リンク先：[食品衛生課（リスクコミュニケーション関係）](#)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/shokuhin/shokuhin_risuku.html

（地域包括ケア推進課）

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向け、都県を通じた市区町村支援業務を行っています。

1. 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の設置・運営について

（1）業務の概要

地域包括ケアシステムに関する幅広い知識、経験、情報を得るとともに、厚生労働省、都県と連携しつつ、市区町村における地域包括ケアシステムの取組を推進・支援するための企画、立案及び総合調整を行い、効果的な業務の実施を図っています。

（2）実績

（単位：回）

| 区 分 | 令和2年度 |
|----------------------|-------|
| 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の開催 | 2 |

2. 関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会等の設置・運営について

（1）業務の概要

地域包括ケアシステムの構築支援を的確に実施するため、都県と共同で「関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会」を設置し、現状分析、課題の整理、対策の企画・検討を行っています。また、制度的に対応が必要なものについては厚生労働省へ報告しています。

（2）実績

（単位：回）

| 区 分 | 令和2年度 |
|----------------------------|-------|
| 関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会の開催 | 1 |
| 関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会分科会の開催 | 1 |

3. 地域包括ケア推進支援について

（1）業務の概要

推進本部や都県協議会等での検討も踏まえ、関東信越厚生局の立ち位置を活かし、地域包括ケアシステムに都県の「役に立つ」ことを念頭に、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を行っています。

（２）実 績

（単位：回）

| 区 分 | 令和２年度 |
|-----------------|-------|
| 地域包括ケア応援セミナーの開催 | 2 |
| 地域包括ケア事例研究会の開催 | 2 |

4. 地域包括ケア推進状況の把握及び助言・支援について

（１）業務の概要

都県及び市区町村の地域包括ケアシステムに関して、視察も兼ねて現地を訪問（又は、オンライン）し、意見交換をすることにより推進状況の把握及び助言・支援を行っています。

（２）実 績

（単位：回）

| 区 分 | 令和２年度 |
|--------------|-------|
| 都県訪問及び意見交換 | 7 |
| 市区町村訪問及び意見交換 | 14 |

5. 講演と後援について

（１）業務の概要

講演依頼については、市区町村や事業者団体等まで幅広く対応し、関東信越厚生局長の後援名義等の使用についても、地域包括ケアシステムの構築に資するものについては、規模にかかわらず柔軟に対応しています。

（２）実 績

（単位：回）

| 区 分 | 令和２年度 |
|-----------|-------|
| 講演依頼等対応 | 2 |
| 後援名義の使用許可 | 1 |

6. 地域における公的介護施設等の整備計画の認定等について

（１）業務の概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、民間事業者による保健、福祉に関する総合的な施設等の整備（特定民間施設）に関する計画について厚生労働大臣による認定を行っています（整備計画の認定）。

（２）実 績

関東信越厚生局においては、管内1都9県の整備計画の認定（変更）に関する事務を行っています。なお、令和3年3月31日現在の認定施設は1施設です。

7. 地域支援事業交付金の執行について

（1）業務の概要

地域支援事業交付金に係る執行事務については、本省からの移管を受け、平成30年度から行っており、管内各都県等から提出された交付申請書及び実績報告書を審査の上、交付決定及び確定等を行っています。

（2）実績

（単位：円）

| | |
|------------|----------------|
| 令和2年度交付決定額 | 55,181,306,222 |
|------------|----------------|

8. 地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備・介護従事者の確保）について

（1）業務の概要

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、消費税増収分等を活用した新たな財政支援制度として、都県に設置された基金です。この基金を財源として、各都県は、それぞれ計画を作成の上、当該計画に基づき事業を実施しています。

（2）実績

関東信越厚生局においては、管内1都9県の計画（変更）のヒアリングや事業量の把握等に関する事務を行いました。

9. 介護保険事業（支援）計画の作成・進捗状況の把握及び助言・支援について

（1）業務の概要

介護保険事業（支援）計画に関する作成状況、取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進に当たっての課題等について、管内の各都県を通じて把握し、助言及び支援を行っています。

（2）実績

関東信越厚生局においては、管内1都9県の第7期介護保険事業（支援）計画に関して、令和元年度の実施状況及び法定報告等に関するヒアリングを実施しました。

（保 険 課）

1. 健康保険組合について

（1）制度の概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。企業等の事業主とその企業等に使用される被保険者で組織されますが、1企業により組織され700人以上の被保険者で構成される単一健康保険組合と、同業種の複数の企業により組織され3,000人以上の被保険者で構成される総合健康保険組合があります。

健康保険組合では、法定給付のほか、法令等の範囲で付加給付等の独自の事業とともに、実情に応じた保険料率の設定を行うことができます。

（2）業務内容

関東信越厚生局では、管内、1都9県に所在する健康保険組合の設立・合併・解散等の事務指導、認可申請書等の審査事務、届書の確認事務、各種証明事務及び指導監督等の業務を実施しています。

（3）実 績（令和2年度）

① 各申請書等の処理件数

健康保険組合から受理した規約変更届書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

| | 規約変更認可申請書等の認可 | 規約変更届書等の受理 | 厚生労働大臣への提出書類の経由 | 公法人証明印鑑証明 |
|-------|---------------|------------|-----------------|-----------|
| 令和2年度 | 2,275 | 7,756 | 10,278 | 2,858 |

② 指導監督

健康保険組合への実地指導監査は、平成13年3月22日付保発第76号厚生労働省保険局長通知及び令和2年3月2日付保保発0302第1号厚生労働省保険局保険課長通知において示された実地指導監査の実施方針に基づき、総合監査（事業全般にわたる監査）、経理監査（財務・経理事務に特化した監査）及び改善状況確認監査（改善状況の進捗確認が必要な組合に対する改善状況の確認に特化した監査）を実施しました。

| | 実地指導監査実績 | 内 訳 | | |
|-------|----------|------|------|----------|
| | | 総合監査 | 経理監査 | 改善状況確認監査 |
| 令和2年度 | 66件 | 45件 | 12件 | 9件 |

③ 事務講習会等への職員派遣

健康保険組合を対象として開催される事務講習会に職員を派遣し、組合の監事業務、個人情報保護、監査からみた留意事項等のテーマに関し、講師として説明を行いました。（計5回）

④ その他

令和2年度における健康保険組合の新設等については、次のとおりです。

<新設>

- ・令和2年4月1日 IQVIAグループ 健康保険組合
- ・令和2年4月1日 パーソルキャリア 健康保険組合
- ・令和2年4月1日 がん研究会 健康保険組合
- ・令和2年4月1日 JMA 健康保険組合

<分割による新設>

- ・令和2年4月1日 住友不動産 健康保険組合

<解散>

- ・令和2年4月1日 釜屋 健康保険組合
- ・令和2年4月1日 エルナー 健康保険組合
- ・令和2年4月1日 エヌ・ティ・ティ・データ・
ジェットロニクス 健康保険組合
- ・令和2年4月1日 長野県食品 健康保険組合

<合併による消滅>

- ・令和2年4月1日 日新製鋼 健康保険組合
- ・令和2年10月1日 日本鋳造 健康保険組合

2. 全国健康保険協会支部について

(1) 制度の概要

全国健康保険協会は、健康保険法に基づき国に代わって健康保険事業である被保険者等に対する保険給付と保健・福祉事業を行う公法人です。従来、国が運営し政府管掌健康保険といわれていましたが、平成20年10月1日に全国健康保険協会が設立され、全国47都道府県に支部が設置されました。

(2) 業務内容

関東信越厚生局では、管内、1都9県に所在する全国健康保険協会支部が行う滞納処分等の認可申請書の審査事務及び同支部に対する立入検査等の業務を実施しています。

(3) 実績

① 各申請書等の処理件数

| | 認可申請書等の認可 |
|-------|-----------|
| 令和2年度 | 3件 |

② 立入検査等

平成22年1月7日付保保発0107第1号厚生労働省保険局保険課長通知（平成27年6月1日付保保発0601第01号及び平成28年5月11日

付保保発0511第02号により一部改正)において示された実施方針に基づき、3支部（神奈川、埼玉、長野）に実施しました。

3. 医療保険制度の概要について

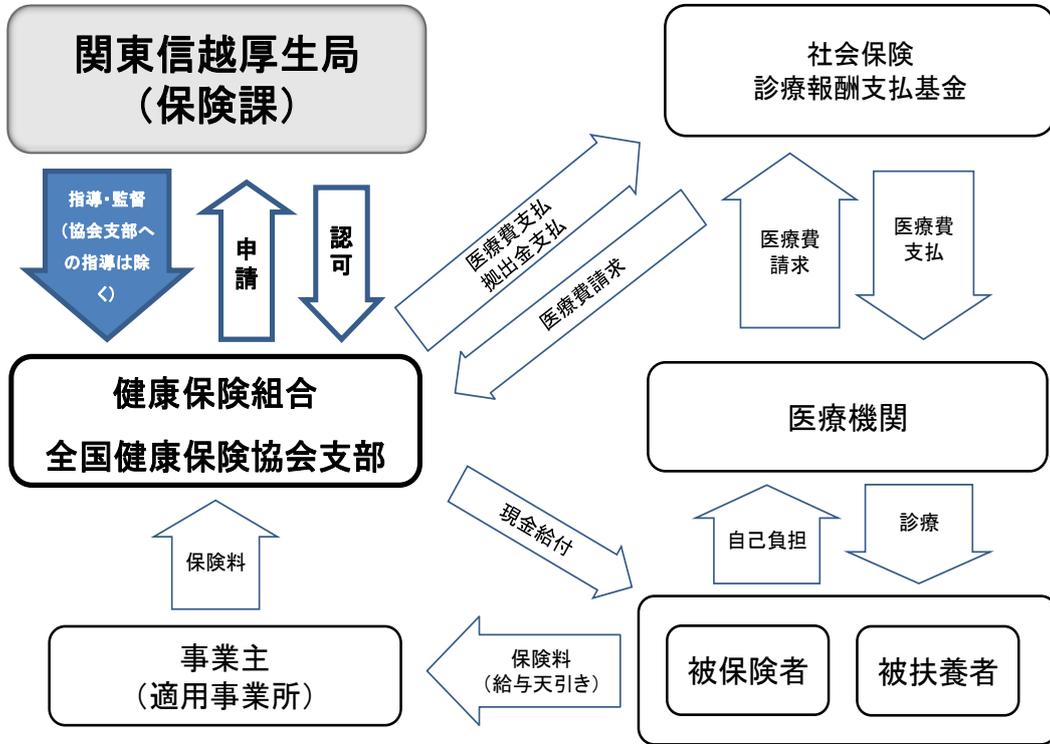
- 医療保険制度とは相互扶助の精神のもとに、企業等の事業主とその企業等に使用される被保険者が保険料を出し合い、病気、けが、出産、死亡などのときに必要な医療や現金の給付を受けることにより、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度です。

⇒ 医療保険制度の種類

我が国の医療保険制度は職域保険（被用者保険）と地域保険及び後期高齢者医療制度に大別されます。職域保険には、企業等に雇用されている人たちを対象とした「健康保険」、公務員を対象とした「共済組合」などがあります。このほか地域保険である農業者等を対象とした「国民健康保険」や75歳以上の方等を対象とした「後期高齢者医療制度」により、すべての国民がいずれかの制度に加入する国民皆保険の体制となっています。

| | 制 度 | 加 入 者 | 保 険 者 |
|------|-----------|--|-------------------------|
| 職域保険 | 健康保険 | 企業等に使用される者とその家族 | 健康保険組合 全国健康保険協会 |
| | 船員保険 | 船員とその家族 | 全国健康保険協会 |
| | 共済組合 | 国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等とその家族 | 共済組合 |
| 地域保険 | 国民健康保険 | 農業者、自営業者等（地域保険の加入者を除く） | 市町村（特別区を含む） 国民健康保険組合 |
| | 後期高齢者医療制度 | 75歳以上および65歳～74歳で一定の障害の状態がある者で、広域連合の認定を受けた者 | 後期高齢者医療広域連合 |

厚生局と健康保険組合等の関係と健康保険制度の概要



（企業年金課）

1. 確定拠出年金について

（1）制度の概要

確定拠出年金制度は、個人又は企業の事業主が拠出した掛金を個人の自己責任において運営管理機関に資産の運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を年金として受け取ることができるようにした制度です。したがって、給付額は、掛金とその運用収益との合計額をもとに決定されることとなります。

確定拠出年金が導入された背景には、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化、雇用の流動化等の社会経済状況の変化等があり、これらに十分対応し、老後の生活への備えを一層安定したものとするため、新たな選択肢として、自己責任を「原則」とする制度として平成13年10月に発足しました。

なお、確定拠出年金の実施形態には、事業主が掛金を拠出する「企業型」と個人で加入して掛金を拠出する「個人型（iDeCo）」とがあります。

（注）確定拠出年金については、以下のホームページに掲載をしています。

厚生労働省ホームページ内リンク先：[確定拠出年金制度](#)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/index.html>

（2）業務内容

関東信越厚生局では、管内の1都9県に所在する企業型の確定拠出年金を実施している事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書、規約変更届出書等の受理及び承認を行っています。

（3）実績

事業主から受理した規約承認申請書等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

| | 規約承認申請書の承認 | 規約変更承認書等の承認 | 規約変更届出書等の受理 |
|-------|------------|-------------|-------------|
| 令和2年度 | 134 | 1,259 | 4,320 |

2. 確定給付企業年金について

（1）制度の概要

確定給付企業年金制度は、平成14年4月に発足した制度で、加入した期間や給付水準に応じて予め将来の給付額が決められる仕組みとなっています。

確定給付企業年金の実施形態には、労使で合意した年金規約に基づき、企業の事業主が契約を結んだ信託会社・生命保険会社等が、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の企業年金基金（確定給付企業年金法に基づき厚生労働大臣が認可した法人）を設立したうえで、この基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う「基金型」とがあります。

（注）確定給付企業年金については、以下のホームページに掲載をしています。

厚生労働省ホームページ内リンク先：[確定給付企業年金制度](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062851.html)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062851.html>)

（２）業務内容

関東信越厚生局では、管内の1都9県に所在する確定給付企業年金を実施している事業主及び企業年金基金（以下、併せて「事業主等」といいます。）からの規約承認（認可）申請書、規約変更承認（認可）申請書、規約変更届出書等の受理、承認・認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び法人証明・印鑑証明の発行のほか、事業主等に対する指導・監督などの業務を行っています。

（３）実 績

① 各申請書等の処理件数

事業主等から受理した規約承認申請書等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

| | 規約承認申請書・規約変更承認申請書等の承認等 | 規約変更届出書等の受理 | 厚生労働大臣への提出書類の経由 |
|-------|------------------------|-------------|-----------------|
| 令和2年度 | 431 | 9,112 | 939 |

② 指導監督

確定給付企業年金制度の適正かつ効率的な事業運営を確保する観点から、事業主等への指導・監督にあたっては、法令及び規約等に基づき適正に運営されているか個別具体的に確認することとしています。

なお、総合型の企業年金基金に対しては実地監査を、それ以外の事業主等に対しては書面監査を実施しています。

監査実施件数

（単位：件）

| | 令和2年度 | |
|-----|-------|-----|
| | 書 面 | 実 地 |
| 実 績 | 720 | 13 |

（注）令和2年度の確定給付企業年金監査における主な指摘事項については、第Ⅳ章 指導監査等の実績・主な指摘事項等の企業年金課関係に詳細を掲載していますのでご覧ください。

3. 厚生年金基金について

（１）制度の概要

厚生年金基金制度は、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行給付）とともに、厚生年金基金ごとに定められた独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行う企業年金制度で、従業員に、より手厚い老後保障を行うことを目的として昭和41年に発足しました。

その後、生活水準の向上や経済・投資環境の変化などを踏まえ、制度の充実・

改善が図られてきました。平成14年4月の法律改正により、厚生年金基金は代行部分を国へ返し（代行返上）、確定給付企業年金へ移行することも認められるようになりました。

厚生年金基金は、厚生年金保険法に基づき厚生労働大臣の認可を受けた法人として、制度の運営・管理を行っています。

なお、平成25年の法律改正により、平成26年4月以降は、厚生年金基金の新規設立は認められないこととなっています。

（注）厚生年金基金については、以下のホームページに掲載をしています。

厚生労働省ホームページ内リンク先：[厚生年金基金制度](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kousei/index.html)

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kousei/index.html>)

（2）業務内容

関東信越厚生局では、管内に所在する厚生年金基金からの規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理、認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明の発行のほか、厚生年金基金に対する指導・監督などの業務を行っています。

（3）実績

① 各申請書等の処理件数

厚生年金基金から受理した規約変更届出書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

| | 規約変更認可申請書等の認可 | 規約変更届出書等の受理 | 厚生労働大臣への提出書類の経由 |
|-------|---------------|-------------|-----------------|
| 令和2年度 | 2 | 93 | 219 |

② 指導・監督

厚生年金基金制度の適正な運営等を確保する観点から、厚生年金基金への指導・監督にあたっては、法令・通達等に基づき適正な業務執行が図られていること、事業運営の内容が円滑かつ適正に行われていることを主眼として実施しています。

また、解散した厚生年金基金に対して、財産目録等承認申請時に監査を実施しています。

監査実施件数

（単位：件）

| | 令和2年度 |
|----|-------|
| 実績 | 9 |

4. 国民年金基金について

（1）制度の概要

国民年金基金制度は、国民年金に加入する自営業者等の方々と国民年金に上乘

せして厚生年金のある会社員等との年金格差を是正する観点から、国民年金（老齢基礎年金）に上乘せする給付を支給する制度として平成3年4月に発足しました。

国民年金基金は、国民年金法に基づき厚生労働大臣の認可を受けた法人で、全国国民年金基金並びに同業種ごとに設立された歯科医師国民年金基金、司法書士国民年金基金及び日本弁護士国民年金基金があります。

（注）国民年金基金については、以下のホームページに掲載をしています。

厚生労働省ホームページ内リンク先：[国民年金基金制度](#)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059350.html>

（２）業務内容

関東信越厚生局では、管内に所在する国民年金基金からの規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理、認可、厚生労働大臣への提出書類の経由及び公法人証明・印鑑証明の発行のほか、国民年金基金に対する指導・監督などの業務を行っています。

（３）実 績

① 各申請書等の処理件数

国民年金基金から受理した規約変更届出書等の認可等の処理件数は以下のとおりです。

（単位：件）

| | 規約変更認可申請書等の認可 | 規約変更届出書等の受理 | 厚生労働大臣への提出書類の経由 |
|-------|---------------|-------------|-----------------|
| 令和2年度 | 13 | 14 | 25 |

② 指導・監督

基金の自立の推進を図る観点から、国民年金基金への指導・監督にあたっては、制度の周知を図るための広報活動の実施状況、加入員確保事業の推進状況等を中心に実施することとしています。

監査実施件数

（単位：件）

| | 令和2年度 |
|-----|-------|
| 実 績 | 1 |

（管 理 課）

1. 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

（1）制度の概要

平成20年度税制改正により、法人税法施行令第5条第1項第29号ワにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号タにおいて、公益法人等のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなりました。

（2）業務内容

① オープン病院事業法人

一般社団法人（非営利型）である医師会又は歯科医師会で、いわゆるオープン病院事業を行う法人が医療保健業を、収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第5条第6号の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

関東信越厚生局では、この基準を満たしているオープン病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

② 福祉病院事業法人

法人税法に規定する公益法人等で無料低額な診療を行う病院事業を行う法人が医療保健業を収益業務の範囲から除外するにあたっては、法人税法施行規則第6条第4号及び第7号（第7号は一般社団法人又は一般財団法人に限る。）の規定により、一定の基準を満たしていることについて厚生労働大臣の証明が必要です。

関東信越厚生局では、この基準を満たしている福祉病院事業法人であることの証明書の交付を行っています。

（3）実 績

① オープン病院事業法人の証明実績

（単位：件）

| 区 分 | 令和2年度 |
|---------|-------|
| 証 明 件 数 | 55 |

② 福祉病院事業法人の証明実績

（単位：件）

| 区 分 | 令和2年度 |
|---------|-------|
| 証 明 件 数 | 7 |

2. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明について

（1）制度の概要

特定医療法人とは、租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づき、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受けることにより、承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことです。

（2）業務内容

関東信越厚生局では、特定医療法人として、法人税率の特例を受ける要件（各事業年度においてその事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの）とされる基準（厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める）を満たすものである旨の厚生労働大臣の当該事業年度における証明書の交付を行っています。

（3）実績

（単位：件）

| 区 分 | 令和2年度 |
|---------|-------|
| 証 明 件 数 | 93 |

3. 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

（1）制度の概要

国及び地方の公務員や会社の従業員などの被保険者は、保険者である共済組合や健康保険組合などに加入しています。

被保険者や被扶養者である家族が病気になったり、ケガをして医療機関に行って治療を受けると、その医療費は診療報酬という形で医療機関から社会保険診療報酬支払基金※（以下「支払基金」という。）に請求されます。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬が適正であるかどうかを審査した上で、保険者に請求を行います。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者がそれぞれの請求・支払を個別に行うのではなく、保険者から審査と支払を委託されている支払基金という公的な機関を通して適正に審査され、支払われています。

※社会保険診療報酬支払基金

社会保険診療報酬支払基金は、昭和23年9月に社会保険診療報酬支払基金法に基づいて設立された法人（平成15年10月1日から民間法人）です。

（２）業務内容

保険医療機関及び保険薬局から提出された被用者保険分に係るレセプトの審査・支払業務等を行っている支払基金支部の監督については、「社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務の監督について」（平成20年10月30日付保保発第1030001号厚生労働省保険局保険課長通知）及び「社会保険診療報酬支払基金支部の实地監査について」（平成21年12月28日付保保発第1228第1号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき行うこととされています。

関東信越厚生局では、支払基金支部の行う業務の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、管内（1都9県）の支払基金支部の監査を実施しています。

なお、「行政改革に関する第5次答申」（昭和58年3月14日臨時行政調査会）の中で、民間法人化された法人に対する政府の関与は最小限のものとするべきであるとされていることを踏まえ、公益法人の立入検査の実施状況を参考に、それと同程度の少なくとも3年に1回実施しています。

また、支払基金支部の業務において重大な事故が発生した場合等は、必要に応じて実施します。

（３）実 績

（単位：件）

| 区 分 | 令和2年度 |
|---------|-------|
| 監査実施支部数 | 3 |

4. 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

（１）制度の概要

国民健康保険は、原則として健康保険法等に基づく被用者保険及び後期高齢者医療制度の適用者以外の一般国民を被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健向上に寄与することを目的とする制度です。

国民健康保険事業の運営主体となる保険者は、都道府県及び市町村（特別区を含む）と国民健康保険組合であり、国民健康保険団体連合会は、この制度における診療報酬の審査支払事務、保険者支援事業を実施しています。

（２）業務内容

都道府県知事が行う国民健康保険事業の助言・指導監督については「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会の指導監督について（基本通知）」（平成31年1月23日付保発0123第2号厚生労働省保険局長通知）及び「国民健康保険の市町村保険者及び国民健康保険組合並びに国民健康保険団体連合会に対する指導監督の実施について」（平成31年1月23日付保国発0123第2号国民健康保険課長通知）に基づき行われています。

関東信越厚生局における保険者及び国民健康保険団体連合会の助言・指導監督

については、これらの通知に基づき実施するほか、保険料（税）収納率の向上、累積赤字額の計画的早期解消、診療報酬明細書点検調査等の充実強化、保健事業の推進を重点事項として、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図りつつ、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう助言指導を行っています。

（３）実 績

（単位：件）

| 区 分 | 令和２年度 |
|---------|-------|
| 助 言 | 15 |
| 指 導 監 督 | 5 |

① 実地による助言等

- ・令和 2 年 7 月 茨城県・大洗町・茨城県国民健康保険団体連合会（法人番号：5700150018163）
- ・令和 2 年 9 月 栃木県・栃木市・栃木県国民健康保険団体連合会（法人番号：7700150019226）
- ・令和 2 年 10 月 埼玉県・蕨市・埼玉県国民健康保険団体連合会（法人番号：9700150016824）

② 書面による助言等

- ・令和 2 年 12 月 新潟県・新潟市・新潟県国民健康保険団体連合会（法人番号：1700150022268）
- ・令和 3 年 1 月 神奈川県・横須賀市・神奈川県国民健康保険団体連合会（法人番号：4700150011945）

③ 来局による助言

- ・令和 2 年 10 月～12 月 群馬県・千葉県・東京都・山梨県・長野県

④ 主な助言内容

| 助言等の対象 | 主 な 助 言 内 容 |
|-----------------|---|
| 都 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・赤字保険者に対する助言に関する事 ・滞納者対策の助言に関する事 ・保健事業の取組促進の助言に関する事 |
| 保 険 者 （市区町村） | <ul style="list-style-type: none"> ・保険料（税）の徴収活動の改善を要するもの ・保健事業の充実を要するもの |
| 国民健康保険 団体連合会 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査支払業務に関する事 ・財務管理に関する事 ・保険者の行う医療費適正化及び保健事業に係る支援に関する事 ・個人情報等の管理に関する事 |

5. 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

（1）制度の概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民健康の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

国（厚生労働省）は、後期高齢者医療制度の運営が健全に行われるよう必要な諸般の措置を講ずるとともに、目的達成に資するため、医療、公衆衛生、社会福祉その他関連施策を積極的に推進することとしています。

（2）業務内容

高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令の規定に基づき、地方厚生局及び都道府県は、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会に対し報告の徴収、技術的助言等を行うこととされています。

関東信越厚生局では、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的な運営に資することを目的として、都道府県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の事務の実施状況を関係法令等に照らして検討し、後期高齢者医療制度の事務の適正かつ効果的運営の促進について必要な助言指導を行っています。

（3）実績

（単位：件）

| 区 分 | 令和2年度 |
|---------|-------|
| 助 言 | 20 |
| 指 導 監 督 | 5 |

① 実地による助言等

- ・令和2年7月 茨城県・茨城県後期高齢者医療広域連合（法人番号3000020119008）・茨城県国民健康保険団体連合会（法人番号：5700150018163）
- ・令和2年9月 栃木県・栃木県後期高齢者医療広域連合（法人番号4000020098639）・栃木県国民健康保険団体連合会（法人番号：7700150019226）
- ・令和2年10月 埼玉県・埼玉県後期高齢者医療広域連合（法人番号3000020119008）・埼玉県国民健康保険団体連合会（法人番号：9700150016824）

② 書面による助言等

- ・令和2年12月 新潟県・新潟県後期高齢者医療広域連合（法人番号2000020159590）・新潟県国民健康保険団体連合会（法人番号：1700150022268）

- ・令和 3 年 1 月 神奈川県・神奈川県後期高齢者医療広域連合（法人番号8000020148415）・神奈川県国民健康保険団体連合会（法人番号：4700150011945）

③ 来局による助言

- ・令和 2 年 1 0 月 群馬県・群馬県後期高齢者医療広域連合（法人番号8000020109185）
～
- ・令和 2 年 1 2 月 千葉県・千葉県後期高齢者医療広域連合（法人番号1000020128902）
東京都・東京都後期高齢者医療広域連合（法人番号4000020138584）
山梨県・山梨県後期高齢者医療広域連合（法人番号6000020199419）
長野県・長野県後期高齢者医療広域連合（法人番号2000020209791）

④ 主な助言内容

| 助言の対象 | 主 な 助 言 内 容 |
|---------------------|---|
| 都 県 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の保険料収納対策の支援に関する事 ・医療費の適正化に関する事 ・保健事業に関する事 |
| 後期高齢者医療 広 域 連 合 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の保険料収納対策の支援に関する事 ・医療費の適正化に関する事 ・保健事業に関する事 |
| 国民健康保険 団 体 連 合 会 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査支払業務に関する事 ・財務管理に関する事 ・保険者の行う医療費適正化及び保健事業に係る支援に関する事 ・個人情報等の管理に関する事 |

（医療課）

1. 特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査業務について

（1）制度の概要

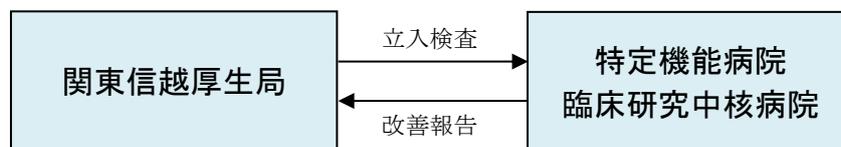
特定機能病院は、高度の医療を提供する能力と高度の医療技術の開発及び評価を行う能力があり、高度の医療に関する研修を行うなど様々な機能をあわせもった厚生労働大臣の承認を受けた医療機関で、関東信越厚生局管内（1都9県）には、令和3年3月31日現在、26の大学（附属）病院、国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院、国立がん研究センター中央病院、国立がん研究センター東病院、公益財団法人がん研究会有明病院及び聖路加国際病院の合計31病院が厚生労働大臣から特定機能病院と称することができるものとして承認を得ています。

臨床研究中核病院は、特定臨床研究に関する計画の立案及び実施、他の病院に対する特定臨床研究の実施に関する相談対応及び情報提供等を行う能力を有する厚生労働大臣の承認を受けた医療機関で、関東信越厚生局管内には、令和3年3月31日現在、6病院が厚生労働大臣から臨床研究中核病院と称することができるものとして承認を得ています。

（2）業務内容

承認を受けた特定機能病院及び臨床研究中核病院が、法令により定められている人員及び構造設備等を有し、それぞれ適正な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等を通じ改善を図ることにより、良質で適正な医療の提供又は特定臨床研究を行う場としてふさわしいものとするために、医療法第25条第3項の規定に基づき、原則として1年に一度立入検査を実施しています。

立入検査の実施体制としては、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認を行うなどの検査を行っています。



立入検査の実施方法は、厚生労働省医政局地域医療計画課から通知された「特定機能病院への立入検査業務実施要領」及び研究開発振興課から通知された「臨床研究中核病院への立入検査業務実施要領」等に基づき実施しています。

（注）特定機能病院に対する立入検査項目

- ・安全管理体制の確保状況
- ・院内感染防止対策
- ・医薬品に係る安全管理体制
- ・医療機器に係る安全管理体制
- ・平成28年改正省令事項
- ・平成30年改正省令事項
- ・職員健康診断
- ・特定機能病院としての要件事項等

臨床研究中核病院に対する立入検査項目

- ・特定臨床研究の適正実施の体制等
- ・その他の特定臨床研究の適正実施の体制
- ・臨床研究中核病院としての要件事項等

（3）実 績**① 実施件数**

（単位：件）

| 区分 | 令和2年度 |
|----------|-------|
| 特定機能病院 | 8 |
| 臨床研究中核病院 | 3 |

② 主な指摘事項

ア 特定機能病院

医療安全管理体制の確保等について徹底を図るため、「医療安全対策に関する通知等に基づき適正に管理されているか」、「院内感染防止に関する通知に基づき適正に管理されているか」などに重点をおいて立入検査を実施し、次のような内容について、改善や検討を指示しました。

- ・管理者は定期的に医療に係る安全管理の研修を受けること
- ・中途採用者及び復職者に対する研修については、現場での業務を開始する前に研修を実施する仕組みを検討すること
- ・医療事故調査制度について、制度内容を再確認し、制度に係る院内の運用の見直し及び従業者への周知を検討すること

イ 臨床研究中核病院

特定臨床研究の適正実施体制等の確保等の徹底を図るため、特定臨床研究適正実施体制全般に関する実施計画や実施状況等について、立入検査を実施し、次のような内容について、改善や検討を指示しました。

- ・特定臨床研究を適正に実施するための体制については、特定臨床研究の不適正事案（疑いや不正経理を含む）に対する病院管理者の権限及び責任を明記した規定・手順書等を改めて整理すること

2. 保険医療機関・保険薬局及び保険医・保険薬剤師等に対する指導監査について**（1）制度の概要**

保険医療機関若しくは保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）又は保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対する指導及び監査は、保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「健康保険法等」という。）の規定に基づき実施します。

指定訪問看護事業者に対する指導及び監査は、指定訪問看護の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法等の規定に基づき実施します。

また、受領委任に係る承諾又は登録を受けた柔道整復施術者及び施術所に対し、指導又は監査を実施します。同様に、受領委任に係る承諾及び登録を受けたはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師及び施術所に対し、はり・きゅう・あん摩マッサージに関する指導及び監査を行います。

（2）業務内容

保険医療機関等又は保険医等に係る指導監督業務は、指導監査課と9か所の都県に所在する事務所（管轄事務所等）が担当しています。（具体的な指導監督業務

については、「指導監査課・各都県事務所」をご覧ください。）

しかし、特殊な事案や大規模な指導・監査業務において、管轄事務所等で単独に実施することが困難である場合、当課と共同して業務を実施しています。

具体的には、厚生労働本省及び都県と共同で実施する特定共同指導等や、大学付属病院などの大規模な病院などに対する指導等が該当します。

このような案件には、医療指導監視監査官等を現地に派遣し、管轄事務所等と共同して業務を実施しています。

また、窓口を担当する管轄事務所等が業務を円滑に実施できるように、業務指導及び連絡調整等を行っています。



なお、関東信越厚生局管内の保険医療機関は、病院2,414施設、医科診療所31,915施設、歯科診療所28,180施設、薬局21,262施設が指定を受けています。

また、保険医は228,365人、（医師164,708人、歯科医師63,657人）、保険薬剤師は135,914人が登録を受けています。

さらに、訪問看護事業所は4,187件が指定を受けており、はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取り扱い施術所は11,356件、柔道整復師は16,834人が受領委任契約を締結しています。（令和3年3月末現在）

（3）実 績

① 実施件数

（単位：件）

| 区 分 | 令和2年度 |
|------------------------|-------|
| 特定共同指導・共同指導の実施保険医療機関等数 | 0 |

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の国内における発生状況に鑑み、予定していた14件は全て中止しました。

（調 査 課）

1. 保険医療指導部門の情報公開請求について

（1）制度の概要

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関することを行います。

（2）業務内容

管理課、医療課、調査課、特別指導第一・二課、指導監査課及び各都県事務所の保有する情報開示請求に対する開示内容の統一化、的確に速やかな処理を図ることを目的として開示内容及び進捗の管理を行っています。

（特別指導第一課、第二課）

1. 特定事項に関する監督について

（1）制度の概要

医療保険制度の健全な運営を堅持し、国民に対する適正な保険診療等の提供が行われるよう、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者（以下「保険医療機関等」という）に対する監督に関する事務のうち、関東信越厚生局長が「特別の監督を行う必要があると認めた特定事項」（以下「特別特定事項」という）について監督を行います。

（2）業務内容

関東信越厚生局長が特別特定事項事案とした保険医療機関等に対し、指導・監査等を行います。

（指導監査課・各都県事務所）

指導監査課及び都県事務所は、保険医療機関等に対する指導監査等の業務を行います。指導監査課は、関東信越厚生局が所在する埼玉県を、また、埼玉県以外の各都県事務所は都県事務所が所在する都県をそれぞれ管轄しています。以下、指導監査課及び都県事務所に共通する業務について説明します。

1. 保険医療機関等及び保険医等に対する指導監査について

（1）制度の概要

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）並びに保険医及び保険薬剤師（以下「保険医等」という。）に対する指導は保険診療の質的向上及び適正化を目的とし、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき実施します。

また受領委任に係る承諾及び登録を受けた柔道整復師及び施術所に対し、柔道整復に関する指導及び監査を行います。同様に、受領委任に係る承諾及び登録を受けたはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師及び施術所に対し、はり・きゅう・あん摩マッサージに関する指導及び監査を行います。

その他指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者に対し、指定訪問看護に関する指導及び監査をそれぞれ行います。

（2）業務内容

① 保険医療機関等に対する指導・監査

指導は、「指導大綱（※1）」に基づき集団指導、集団的個別指導、個別指導等を、講習会形式又は面談懇談形式により、保険医療機関等の開設者及び保険医等に出席を求め保険診療等に関して実施しています。

なお、個別指導等により明らかに不正等が疑われる場合は監査を行います。

その監査は、「監査要綱（※1）」に基づき、診療内容や診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があり、監査を行う必要があると認められる場合に実施します。

監査の結果により、保険医療機関等の指定の取消・保険医等の登録の取消のほか、戒告・注意の措置を行っています。

このうち指定の取消及び登録の取消は、関東信越地方社会保険医療協議会へ諮問し、答申を得て、行政処分として行っています。

※1 「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（平成7年12月22日付保発第117号厚生省保険局長通知）により定められています。

② 施設基準に関する調査

厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料の施設基準）等に基づき保険医療機関等からの届出について、審査を行っています。

また、施設基準等の届出を受理した保険医療機関等を対象として、施設基準等の届出受理後の調査を実施し、必要に応じ指導等を行っています。

③ 柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結・登録業務と指導・監査及びはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任契約の締結・登録と指導・監査

柔道整復師の施術に係る受領委任の取扱い等及び、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任の取扱い等に関する申し出について、審査、受理等を行っています。

受領委任の取扱いを承諾・登録した柔道整復師及びはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任の取扱い等を対象として、講習会形式による集団指導を行っています。

④ 指定訪問看護事業者に対する指導・監査

指導は、「指導要綱（※2）」に基づき集団指導を、講習会形式により、指定訪問看護事業者及び管理者等に出席を求め、保険診療等に関して実施しています。

※2 「指定訪問看護事業者等の指導及び監査について」(平成15年4月1日付保発第0401006号厚生労働省保険局長通知)により定められています。

(3) 実績

① 令和元年度 保険医療機関等の指導・監査状況

(単位:件)

| 都県名 | 対象機関 | 新規 個別指導 | 集団指導 | 集团的 個別指導 | 個別指 導 | 監査 |
|------|------|------------|-------|-------------|----------|----|
| 茨城県 | 医 科 | 32 | 449 | 68 | 46 | 0 |
| | 歯 科 | 37 | 126 | 64 | 35 | 0 |
| | 薬 局 | 48 | 179 | 93 | 46 | 1 |
| 栃木県 | 医 科 | 27 | 106 | 49 | 38 | 0 |
| | 歯 科 | 24 | 66 | 54 | 31 | 0 |
| | 薬 局 | 25 | 133 | 63 | 30 | 0 |
| 群馬県 | 医 科 | 21 | 142 | 62 | 42 | 0 |
| | 歯 科 | 17 | 14 | 70 | 37 | 0 |
| | 薬 局 | 24 | 48 | 62 | 34 | 0 |
| 埼玉県 | 医 科 | 79 | 242 | 173 | 53 | 1 |
| | 歯 科 | 70 | 303 | 252 | 73 | 2 |
| | 薬 局 | 106 | 285 | 205 | 74 | 0 |
| 千葉県 | 医 科 | 109 | 367 | 159 | 61 | 1 |
| | 歯 科 | 67 | 260 | 227 | 47 | 1 |
| | 薬 局 | 86 | 317 | 162 | 77 | 0 |
| 東京都 | 医 科 | 495 | 1,127 | 578 | 137 | 4 |
| | 歯 科 | 310 | 859 | 750 | 88 | 6 |
| | 薬 局 | 309 | 727 | 405 | 118 | 1 |
| 神奈川県 | 医 科 | 206 | 535 | 324 | 68 | 1 |
| | 歯 科 | 154 | 436 | 307 | 35 | 5 |
| | 薬 局 | 167 | 419 | 260 | 146 | 0 |

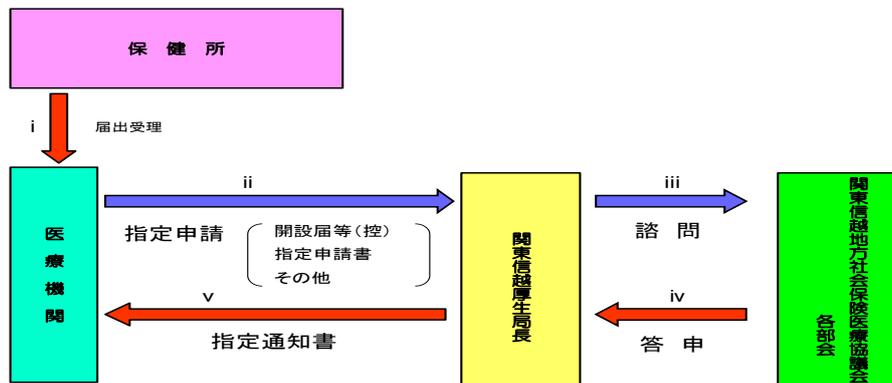
| | | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-------|-----|----|
| 新潟県 | 医 科 | 13 | 135 | 35 | 39 | 0 |
| | 歯 科 | 27 | 107 | 94 | 20 | 0 |
| | 薬 局 | 32 | 266 | 71 | 40 | 2 |
| 山梨県 | 医 科 | 12 | 60 | 22 | 12 | 0 |
| | 歯 科 | 5 | 38 | 33 | 16 | 0 |
| | 薬 局 | 8 | 80 | 33 | 17 | 0 |
| 長野県 | 医 科 | 20 | 172 | 56 | 32 | 0 |
| | 歯 科 | 11 | 73 | 61 | 37 | 0 |
| | 薬 局 | 28 | 145 | 47 | 32 | 0 |
| 合 計 | 医 科 | 1,014 | 3,335 | 1,526 | 528 | 7 |
| | 歯 科 | 722 | 2,282 | 1,912 | 419 | 14 |
| | 薬 局 | 833 | 2,599 | 1,401 | 614 | 4 |

2. 保険医療機関等の指定及び保険医等の登録について

(1) 制度の概要

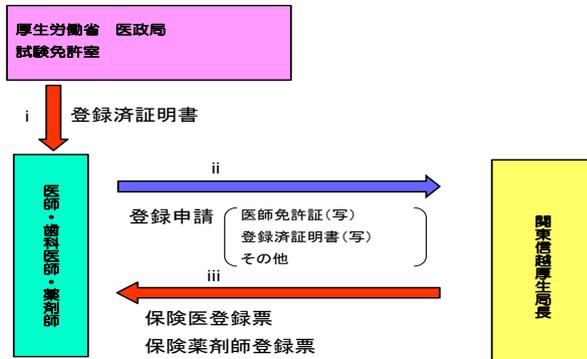
保険医療機関・保険薬局の指定、保険医・保険薬剤師の登録のしくみ

① 保険医療機関等の指定申請手続きについて



- i 医療機関の届出が受理される
- ii 指導監査課及び各都県事務所に指定申請書を提出
- iii、iv 関東信越地方社会保険医療協議会へ諮問し、答申を得る
- v 指定通知書の交付

② 保険医・保険薬剤師の登録申請手続きについて



- i 医師免許証への登録済証明書が送付される
- ii 申請書に登録済証明書の写等を添付し申請
- iii 保険医登録票等の発行

※ 指定・登録が行われない場合

- ・指定・登録の取消を受けて5年を経過していないとき
- ・医療機関等が保険給付に関し診療または調剤内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて関東信越厚生局による指導を受けたとき
- ・保険医療機関等や保険医等として著しく不相当と認められるとき

(2) 業務内容

健康保険法に基づく保険医療機関及び保険薬局並びに指定訪問看護事業者の指定を行います。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師及び歯科医師の保険医の登録や、保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師の保険薬剤師の登録を行います。

(3) 実績

① 令和2年度 保険医療機関等の指定状況

(単位:件)

| 都県名 | 医 科 | | 歯 科 | | 薬 局 | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 指定 | 廃止等 | 指定 | 廃止等 | 指定 | 廃止等 |
| 茨城県 | 183 | 178 | 140 | 144 | 208 | 193 |
| 栃木県 | 127 | 121 | 86 | 95 | 153 | 131 |
| 群馬県 | 169 | 171 | 101 | 92 | 160 | 136 |
| 埼玉県 | 559 | 509 | 398 | 384 | 547 | 492 |
| 千葉県 | 494 | 458 | 350 | 350 | 407 | 366 |
| 東京都 | 2,014 | 1,782 | 1,359 | 1,249 | 1,115 | 1,040 |
| 神奈川県 | 938 | 874 | 557 | 533 | 633 | 593 |
| 新潟県 | 148 | 151 | 121 | 128 | 172 | 151 |

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|
| 山梨県 | 78 | 77 | 44 | 45 | 61 | 49 |
| 長野県 | 176 | 176 | 88 | 93 | 126 | 111 |

② 令和２年度 指定訪問看護事業者の指定状況 (単位：件)

| 都県名 | 指定 | 廃止等 |
|------|-----|-----|
| 茨城県 | 24 | 3 |
| 栃木県 | 19 | 3 |
| 群馬県 | 32 | 5 |
| 埼玉県 | 89 | 14 |
| 千葉県 | 64 | 14 |
| 東京都 | 161 | 49 |
| 神奈川県 | 104 | 31 |
| 新潟県 | 17 | 3 |
| 山梨県 | 7 | 1 |
| 長野県 | 10 | 5 |

③ 令和２年度 保険医等の登録状況 (単位：人)

| 都県名 | | 新規登録 | 抹消等 | 異動 | |
|------|------|-------|-----|-------|-------|
| | | | | 転入 | 転出 |
| 茨城県 | 医師 | 168 | 28 | 195 | 192 |
| | 歯科医師 | 34 | 8 | 29 | 51 |
| | 薬剤師 | 87 | 2 | 98 | 80 |
| 栃木県 | 医師 | 170 | 17 | 323 | 361 |
| | 歯科医師 | 10 | 14 | 39 | 30 |
| | 薬剤師 | 132 | 5 | 144 | 130 |
| 群馬県 | 医師 | 98 | 23 | 153 | 153 |
| | 歯科医師 | 5 | 5 | 50 | 22 |
| | 薬剤師 | 103 | 7 | 114 | 94 |
| 埼玉県 | 医師 | 426 | 30 | 1,183 | 1,066 |
| | 歯科医師 | 96 | 10 | 215 | 165 |
| | 薬剤師 | 521 | 8 | 444 | 448 |
| 千葉県 | 医師 | 424 | 25 | 1,275 | 1,156 |
| | 歯科医師 | 156 | 156 | 156 | 237 |
| | 薬剤師 | 430 | 5 | 364 | 398 |
| 東京都 | 医師 | 1,308 | 68 | 3,213 | 3,230 |
| | 歯科医師 | 465 | 29 | 465 | 503 |
| | 薬剤師 | 1,251 | 16 | 883 | 1,097 |
| 神奈川県 | 医師 | 680 | 43 | 1,455 | 1,341 |
| | 歯科医師 | 157 | 21 | 219 | 201 |
| | 薬剤師 | 742 | 8 | 522 | 534 |

| | | | | | |
|-----|------|-----|----|-----|-----|
| 新潟県 | 医師 | 98 | 28 | 119 | 127 |
| | 歯科医師 | 71 | 12 | 26 | 73 |
| | 薬剤師 | 95 | 5 | 73 | 66 |
| 山梨県 | 医師 | 52 | 3 | 118 | 83 |
| | 歯科医師 | 4 | 3 | 12 | 9 |
| | 薬剤師 | 50 | 2 | 39 | 27 |
| 長野県 | 医師 | 168 | 28 | 195 | 192 |
| | 歯科医師 | 34 | 8 | 29 | 51 |
| | 薬剤師 | 87 | 2 | 98 | 80 |

3. 関東信越地方社会保険医療協議会各部会の運営について

(1) 概要

関東信越地方社会保険医療協議会議事規則により、保険医療機関及び保険薬局の指定について、関東信越地方社会保険医療協議会の部会で審議が行われます。

(2) 業務内容

指導監査課及び各都県事務所では、それぞれの都県名を冠した関東信越地方社会保険医療協議会の部会の庶務を行っています。

(3) 実績

管内10部会とも、令和2年4月から令和3年3月まで（主に令和2年5月から令和3年4月指定分を審議）の各月において開催し、保険医療機関等の指定を審議しました。令和2年度に関東信越地方社会保険医療協議会（管内10部会）で審議された保険医療機関等の総計は以下のとおりです。

（単位：件）

| 都県名 | 医科 | | 歯科 | | 薬局 | |
|------|------|-------|------|------|------|------|
| | 新規指定 | 指定更新 | 新規指定 | 指定更新 | 新規指定 | 指定更新 |
| 茨城県 | 48 | 126 | 40 | 95 | 81 | 121 |
| 栃木県 | 43 | 73 | 17 | 72 | 56 | 93 |
| 群馬県 | 45 | 116 | 30 | 69 | 54 | 96 |
| 埼玉県 | 199 | 361 | 103 | 283 | 205 | 324 |
| 千葉県 | 180 | 293 | 93 | 251 | 166 | 228 |
| 東京都 | 825 | 1,177 | 442 | 897 | 480 | 599 |
| 神奈川県 | 323 | 605 | 170 | 378 | 278 | 370 |
| 新潟県 | 40 | 107 | 27 | 88 | 61 | 104 |
| 山梨県 | 14 | 67 | 8 | 30 | 17 | 42 |
| 長野県 | 49 | 126 | 23 | 71 | 38 | 77 |

（麻薬取締部）

1. 麻薬取締部の業務について

麻薬取締部では、①不正な麻薬、大麻、覚醒剤、指定薬物などの薬物犯罪の取締りのほか、②医療用として正規に流通している麻薬、向精神薬などを取り扱う製薬会社や医療機関への監視・指導、③再乱用防止対策及び④薬物乱用防止啓発活動を実施しています。

2. 薬物犯罪の取締りについて

（1）概要

薬物乱用を防止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅し、薬物を入手できない社会を目指す必要があります。また、薬物密売組織の維持・拡大を支える末端乱用者に対する取締りを徹底し、薬物の需要の根絶を図る必要があります。

そのため麻薬取締部では、特別司法警察員として捜査権限を有した麻薬取締官が、薬物犯罪の取締りを行っています。

（2）実績

| 区 分 | | 令和2年中 |
|--------|------|---------|
| 検挙人員 | | 164人 |
| 主な押収薬物 | 覚醒剤 | 約677kg |
| | 大麻 | 約5.9kg |
| | 大麻草 | 734株 |
| | 麻薬 | 約2,690g |
| | 向精神薬 | 751錠 |

3. 正規麻薬などの流通に対する指導・監督について

（1）概要

麻薬などは、医療上非常に有用ですが、ひとたび乱用されると、各種犯罪の誘因となるなど公共の福祉に多大なる危害をもたらします。

そのため、我が国では、法令によって麻薬などの流通及び使用を正当な目的のみに限定して免許、許可、届出又は指定制とするなどして流通を制限し、保健衛生上の危害の防止を図っています。

（2）実績

（単位：件）

| 区 分 | 令和2年度中 |
|-----------------------|--------|
| 麻薬に関する免許・許可・届出 | 84 |
| けし、大麻種子に関する輸入 | 83 |
| 向精神薬に関する免許・登録・許可・届出 | 389 |
| 麻薬携帯輸出入許可 | 61 |
| 覚醒剤原料携帯輸出入許可 | 9 |
| 麻薬向精神薬原料に関する指定・許可・届出 | 657 |
| 覚醒剤、覚醒剤原料に関する指定・許可・届出 | 14 |
| CDB製品輸入に関する申請・質問・対応 | 2,521 |

4. 再乱用防止対策について**（1）概要**

麻薬取締部では、平成23年度から検挙した保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物事犯者のうち、希望者に対し再乱用防止プログラムを実施するなどの支援を行っていました。令和元年度からは、公認心理師の資格を有した専門支援員を配置して自習教材を用いたプログラムに実施や面談、薬物乱用者の家族への助言などの支援を行っています。

（2）実績

| 区 分 | 令和2年度中 |
|------------------------|--------|
| 再乱用防止対策の支援対象者 | 8名 |
| 支援対象者との面談回数(電話・メールを含む) | 101回 |

5. 薬物乱用防止啓発活動について**（1）概要**

薬物乱用をさせないためには、新たな乱用者をつくらぬ社会環境を構築することが重要です。そのため、麻薬取締部では、学校における薬物乱用防止教室や行政機関、民間団体などに対する薬物乱用防止講演の講師として現職の麻薬取締官を派遣し、薬物乱用防止の予防啓発活動をしています。

（2）実績

| 区 分 | 令和2年度中 |
|----------|--------|
| 講演活動実施件数 | 3件 |
| 講演活動対象人数 | 約210人 |

（注）[麻薬取締官ホームページ](#)には、上記のほか、採用情報等を掲載しています。

また、薬物犯罪に関するご意見や情報があれば、[薬物に関する情報提供](#)からお寄せ下さい。

麻薬取締官ホームページ(<https://www.ncd.mhlw.go.jp/>)

薬物に関する情報提供(<https://www.ncd.mhlw.go.jp/form/mail/mail.html>)

（社会保険審査官）

1. 社会保険審査官が行う事務等について

（1）制度の概要（審査請求について）

社会保険審査官は、通常の裁判制度によらず、簡易迅速な被保険者等（被保険者、被保険者であった者、受給権者、事業主等）の権利・利益の保護を目的に、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び石炭鉱業年金基金法並びに国民年金法に規定された資格や保険（年金）給付に関する審査請求の事件を担当しています。また、社会保険審査官は、事件の審理決定等の審査の事務を行うに当たり、何らの拘束も受けず、審査の決定は、審査官がその名において独立してこれを行うこととされています。

なお、審査請求は、処分を知った日の翌日から3か月以内に行うこととされています。

また、社会保険審査官の決定に不服がある場合や厚生年金保険料に関する審査請求については、厚生労働省に設置された社会保険審査会が担当しています。

※審査請求とは、被保険者等が保険者（日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金等）に対して行った申請や請求について、保険者が現行の法律等に基づいた正当な処分（決定）を行っていないと思われる時に社会保険審査官に対し行うものです。

（2）業務内容

社会保険審査官は、審査請求を受理すべきかを判断した後、本案審理を行い、審査請求人の主張に沿った容認（又は一部容認）あるいは棄却の決定を、文書をもって通知しています。

（3）実績

令和2年度に受付した審査請求事件の件数は1,948件となっており、電話、文書及び訪問等による相談件数も679件となっています。

また、前年度から繰り越した審査請求事件を含めた3,138件の内、2,414件を処理しています。

審査請求の流れ

